

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（平成29年度第5回）議事録

1. 開催日時 平成30年1月11日（木）13時30分～

2. 開催場所 健康センター 第1会議室

3. 出席団体名

和洋女子大学（委員長）、浦安手をつなぐ親の会（副委員長）、いちょうの会、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、社会福祉法人なゆた、社会福祉法人敬心福祉会、NPO法人千楽chi-raku、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人サンワーク、NPO法人発達わんぱく会、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、介護給付費等の支給に関する審査会、千葉県弁護士会京葉支部、浦安市聴覚障害者協会、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、株式会社オリエンタルランド、千葉県立市川特別支援学校、千葉商科大学、浦安市社会福祉協議会、教育研究センター、健康福祉部長、健康福祉部次長

4. 議題

- (1) 障がい者福祉計画の素案について
- (2) 計画策定スケジュールについて

5. 資料

- (1) 浦安市障がい者福祉計画
- (2) 議題1資料 素案の主な修正事項
- (3) 議題1資料(2) 浦安市障がい者福祉計画 概要版(案)
- (4) 議題2資料 「障がい者福祉計画」策定スケジュール
- (5) 当日資料「差し替え資料」

6. 議事

1. 開会

事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、第5回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。会議開催にあたり、事務局より委員の皆様にお願ひしたい事項がございます。

当委員会は、傍聴可能な会議であり、議事録を浦安市のホームページ等で公開します。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願ひいたします。なお議事録には、発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は挙手いただき、委員長の「〇〇委員お願ひします」の発言のあとに、団体名と氏名を述べていただき、その後に発言をお願ひいたします。

当委員会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際はゆっくりお話しくださるよう、お願ひいたします。

また、進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手で合図をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は委員長にお任せします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：本年もどうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の進行を務めさせていただきます。本日の議題は2つ、（1）障がい者福祉計画の素案について、（2）計画策定スケジュールについてです。

2. 議題

（1）障がい者福祉計画の素案について

委員長：それでは、議題（1）障がい者福祉計画の素案について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題（1）障がい者福祉計画の素案について、説明いたします。資料は事前配布した「浦安市障がい者福祉計画平成30年度～平成32年度の素案」、議題1資料の「素案主な修正事項」をご覧ください。前回の策定委員会のご意見、その後、各事業の担当課への確認、市の政策担当課との調整などを経て、素案に修正点がありますので、そちらを中心に説明したいと思います。

差し替え資料として本日1枚、5ページ目、6ページ目の1枚をお渡ししています。こちらが本文5、6ページの差し替えです。差し替え内容は、6ページの4番「計画の期間」のところの修正が入っています。新しいものには、今まで浦安市の総合計画と障がい者計画、障がい福祉計画の計画期間の記載だけでしたが、その上に国と千葉県の方に関する計画の計画期間を追加して記載するように、変更しました。そちらを差し替えていただければと思います。

差し替え資料を用意していませんが、若干の誤字脱字がありましてので、そちらはお手数ですが修正をお願いいたします。40ページの主な事業、一番上の「障がい者在宅介護支援事業」の「内容」に「（住宅改造費用助成）」と入っていますが、この語句は必要の無い記載ですので、削除しました。もう1点は102ページです。「サービス名」「内容」「主な利用対象者像」の表の一番左側が空欄になっていますが、「訓練等給付」の文字が入ります。

浦安市聴覚障害者協会：もう一度お願いできますか。

事務局：102ページの「サービス名」の下部に空欄がありますが、そこに「訓練等給付」が入ります。101ページと同じかたちになります。

浦安市聴覚障害者協会：ありがとうございました。

事務局：もう1点、107ページの一番上の表の一番左に「任意事項」とありますが、こちらは「任意事業」の誤りですので、訂正をお願いいたします。すいませんお手数おかけしました。よろしいでしょうか。

それでは議題1資料の素案の、主な修正事項をこちらの意見を汲み取ってご説明します。見づらいかと思いますが、素案と修正事項の両方見ながら、聞いていただければと思います。

まず修正事項1番、3ページです。前回のご意見で、（4）障害者虐待防止法の施行の説明箇所ですが、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可が無くても自治体職員の自宅への立ち入りが認められる、認めること、と記載

がありました。この記載について検討が必要ということと、親ではなくて養護者ではないかのご意見をいただきました。実際にはご意見の通り、「養護者」の表現が正しいです。検討が必要とそのとき仰った通り、この文言ですが、3年前の前期計画の障害者虐待防止法の施行と、同じ書き様に変更しまして、前は親が無くても立ち入れられると文言の記載がありませんでした。どちらかという、一番中心的になる国や地方公共団体、障害福祉施設従事者の虐待防止のための責務や、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人に対する通報義務が、一番皆さんに見ていただきたいところで、そちらを主に書いた内容に修正しました。ご意見をいただいた一文については削除しました。

続きまして、修正点2番目です。34ページ、地域生活支援拠点の整備がどういったものなのか、利用者には分かりにくいのではないかと、主なご意見でした。修正案として34ページに地域生活支援拠点の注釈を入れました。それがこの一文です。

続いて3番、50ページです。ご意見として、「子どもへの支援の充実」の「現状と課題」に、前は「保育所や幼稚園、認定こども園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障害のある子どもを受け入れています」の文言が削除されていたので、入れてほしいとご意見がありました。こちらはご意見の通り、「現状と課題」に、50ページの上から5行目に一文追加しました。

続いて、51ページです。ご意見として、「子どもへの支援の充実」の「取り組みの方向性」の「②連携体制の強化」に、医療的ケア児の適切な支援の協議の場を設置を明記してはどうかとありました。こちらも51ページの「②連携体制の強化」に、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るための協議の場を設置します」の一文を追加しました。

続きまして5番目、54ページ、55ページです。ご意見として、青少年サポート事業の地域支援について、「教職員の資質・力量の向上」の箇所に移動したことにに関して、学校には立ち入らず先生に対してセミナー等をするだけと読みとれる。青少年サポート事業の利用法について、もっと示してほしいというご意見でした。このご意見を受けまして、54ページの上から12行目に「青少年サポート事業では、発達に気になる児童や生徒が、個々の特性に配慮された環境の中で教育を受けられるよう、学校に対する支援を行ってきました」の一文を追加しました。

もう1点、55ページの「②教職員の資質・力量の向上」です。ここは書きようを変えたわけではないですが、「青少年サポート事業」の一文を改行して、改行前の上の文章が、学校における先生方や職員への研修の充実の書きようになっています。分けて書くことで、青少年サポート事業は研修しているわけではないので、段落を変えて書くように変更しました。

59ページ、「(3) 就学・進学相談の充実」の箇所です。こちらも「現状と課題」で、「前回の計画の平成25年9月の学校教育法施行令の施行により」の一文が削除されていて、大事な文章なので入れてほしいとのご意見でした。こちらも59ページの「現状と課題」の一番上に、「平成25年9月の学校教育法施行令の施行により、従来の就学先決定の仕組みから、本人と保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先を決定する仕組みに改められました」の一文を追加しました。

最後7番、91ページです。視覚障がい者、その他の障がい者に対する情報保障につ

いて、情報保障だけでなく情報アクセスへの支援についても入れてもらいたいとのご意見でした。ご意見を受けまして、91ページの「③合理的配慮の推進」に、「視覚障がい者や聴覚障がい者をはじめとした障がいのある人に対する情報保障及びアクセシビリティの向上を促進します」の一文を追加しました。

前回のご意見の修正点は以上です。

また、市の政策担当部門や各担当課との調整によって修正が生じていまして、大幅な修正について、本日はお知らせしたいと思えます。

18ページです。「①広報紙等による理解の促進」に、聴覚障がい者や視覚障がい者の理解の促進に、医者たちがかかなり困難を覚えているということがありましたので、「聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段である手話や、視覚障がいのある人の移動に欠かせない誘導ブロックなどの理解と普及を促進します。」の一文を追加しました。

続きまして29ページです。「福祉生活支援の充実」の「相談支援の充実」の主な事業の一つです。最後に「包括的な相談支援体制の整備」が一つ追加されています。こちらについて、新しい市長が掲げている施策の一つです。ワンストップ相談体制が掲げられていますので、こちらはまだどういったかたちになるのか決まっていますが、社会福祉課を中心に、これから包括的な相談支援体制の在り方について検討していくということで、この事業を1つ追加しています。

続きまして37ページです。地域活動支援センターということで、「②日中活動の場の整備」の主な事業に、市で実施している地域活動支援センター、参加者はありますが、これがどういったか分かりづらいとありましたので、※印で地域活動支援センターの注釈をしています。主に地域活動支援センターは、障害者総合支援法の地域生活支援事業の中の、市町村の必須事業として位置づけられていまして、地域の実情に応じて比較的Ⅱの取り組み、サービスの提供が行えるとなっていて、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進する取り組みを行う障がいのある人が通うための施設です。その注釈をつけました。

続きまして、46ページです。「⑥リハビリテーションの拡充」の一番下の文章で、「高次脳機能障がいについても、リハビリ病院との連携をはかっていきます」の一文を追加しました。高洲に建設予定のリハビリ病院について、「高次脳機能障がいについても、リハビリ病院との連携をはかっていきます」の一文になっています。

55ページ、「③多様な学びの場の充実」です。だいたい文章が変わりまして、元々は通級指導教育の充実のことが書いていたのですが、通級指導教育だけではなく特別支援学級を全て書くようにしました。具体的に特別支援学級と通級指導教育の設置の状況を記載しています。特別支援学級について、小学校は17校のうち11校設置、中学校は全校設置を終えています。今後の予定ですが、計画の3年間で、平成32年度に小学校に特別支援学級を1学級設置予定と記載しています。

続きまして、71ページです。「①移動手段及びサービスの充実」の一番最後に、前回の素案では「おさんぽバスの割引を検討していきます」と一文が入っていましたが、こちらはまだ検討の方向性が明確になっていませぬので、この一文の記載を見送りました。検討は引き続き行っていくので、ご了承ください。

75ページ、「⑥緊急通報装置等の充実」の一番下の文章で、119番については「緊急通報システムNET119」と記載していますが、110番について書いていなかったもので、「110

番通報についても、浦安警察署と連携し、ファクスによる通報受けを支援しています」を、聴覚や言語障がいのある方に対する支援として、この一文を追加しました。

最後ですけれども、91ページです。「差別の解消と合理的配慮の推進」の事業ですが、「障がい者福祉推進事業」に「こころのバリアフリーハンドブックを配布するとともに、(仮称)手話言語条例の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります」の一文を追加しました。これと同じ文章が、19ページ、20ページの「理解と交流の促進」の「(1)啓発の推進」の主な事業、その中の「障がい者福祉推進事業」と一番最後の「職員研修」にも、「手話の理解及び普及を推進するための」の文言を追加しています。

前回からの主な修正点は以上です。

前回に書式のひな形だけをお見せした、評価のところ、11ページをご覧ください。「8前期計画の評価」です。A評価が計画以上の進捗が見られる、B評価が計画どおりの進捗、C評価が進捗がやや遅れている、という評価の項目です。A評価が2事業、B評価が99事業、C評価が5事業です。文章ではC評価となった5事業について、内容など遅れている理由を記載しています。こちらが前期計画の評価の記載内容です。

最後に、97ページ以降の障がい福祉計画で、前回は見込が全く数字が入っていなかったのですが、今回お渡しした素案には、見込をすべて入れています。

1点追加したページがありまして、112ページです。国の第5期障がい福祉計画の基本指針に定められている目標です。ここに4つ記載してあります。

「(1)児童発達支援センター」、児童発達支援センターを平成32年度末までに1カ所以上を設置、こちらは浦安は済んでいますので、全部、実績も目標も1になっています。

次の「(2)保育所等訪問支援」は、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本にしていて、こちら浦安市では2事業所が行っていますので、実績も目標も2になっています。

「(3)主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所」、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することになっていますので、こちらは実績は現在が2、目標としても変わらず2と記載しています。

「(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」、こちらは前回も委員からご意見いただいていた、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。こちらは平成29年度は未設置で、平成30年度中に設置を予定しています。

1点、障害福祉の「害」をひらがなに修正をお願いします。

浦安市聴覚障害者協会：それは何行目ですか。

事務局：(4)の2行目です。

浦安市聴覚障害者協会：ありがとうございました。

事務局：この後から障がい福祉サービス、障がい児通所支援、相談支援事業などの実績と見込が全て記入されていますので、そちらはご確認いただきたいと思います。

本日、当日資料になってしまいましたが、もう1枚資料をお渡ししてまして、議題1資料(2)、障がい者福祉計画の概要版をお示ししてあります。こちらは3年前の前期計画のときにも策定委員会でだいぶご検討いただいております、この130ページぐらいある計画の概要をまとめるのは、大変難しいことですが、なるべく簡単に皆さんに分か

りやすくすることで、まず計画を手にとっていただくことを目的として、入り口として概要版を作ることに、前回の策定委員会でもご意見が出まして、A3を二つ折りにしたような、A4でいうと4ページ、このように3年前もお出ししましたので、今回もそのように概要版をお作りしています。

少し内容を説明します。まず訂正です。一番下にホームページのURLが書いてありますが、そちらは現在の計画のものになっていまして、これは実際にホームページを見たら、ちゃんとした記載のものを載せたいと思います。これは今回の福祉計画のURLではないので、ご注意ください。

資料を開いて、障害者計画の3つの重点的な取り組みについて、要約して書いてあります。本文でいいますと、15ページ、16ページです。計画の基本理念と重点的な取り組みの、重点項目の6項目を要約しています。

次に右側のページの本文、「施策の体系」の8つの施策の方向性と、それにぶら下がってくる基本施策が23あります。さらに基本施策の下に、それぞれ枝分かれしている取り組みの方向性、ここまでを角番で列挙しています。

一番最後のページ、97ページからの障がい福祉計画は要約版になっていまして、とくに見込量や実績の数値はここには入っていません。文章での確保策などを載せています。この概要版についても、ご意見いただければと思います。

本日、素案をお示ししまして、皆様にお知らせしていますが、現在4日からパブリックコメントを実施しています。市民に広くご意見を伺っています。パブリックコメントにもこの素案を上げていますので、そこから大幅な修正はあまり出来ない決まりになっていますが、まだ策定委員会も2回残っていますので、ご意見あれば修正したいと思しますので、ご意見をお願いします。事務局からは以上です。

委員長：おまとめご苦労様でした。ようやく具体的なかたちで、見る事が出来るようになりました。また前回の主なご意見に対応した修正も踏まえて、素案として出されたものですが、ただ今のご説明について、何かご意見ご質問等あれば、お願いいたします。ご意見の反映に関してはいかがですか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：どうしても相談員をやっておりますと、この社会資源がどのように今後整備されていくのか、すごく興味があって、いつも計画の数値目標を見ておりますが、今回計画を策定するにあたって、当事者へのアンケートと、この担い手となっていく福祉サービス事業所たちへのヒアリングやアンケートの結果を元に、この達成目標、数値目標を作ってきたかどうかですが、事業所への福祉計画のアンケートを反映して数値目標を作ったのでしょうか、という質問です。

委員長：仰った数字は、障がい福祉計画の見込量のことですか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：はい、そうです。それを数値目標的に担い手が一緒に揃っていかないと、なかなか目標も達成できないのかなと思ったときに、担い手サイドから見えている当事者ニーズなども加味するアンケートを、例年なら取っていたような気がするのですが、いかがかなと思います。

委員長：基本的に、これは過去のトレンドから伸ばしているものと思いますが、アンケートの内容が反映されているのか、いるのならどのように反映されているのか、というご質問と思います。よろしくをお願いします。

事務局：この障がい福祉サービスの見込量につきましては、事業所のアンケートを加味したというよりは、これまでの実績から導き出した見込です。前回に委員長からお話があった

かと思いますが、実際の実績と見込にかい離があり、ニーズはあるが事業所が不足しているのではないかという点は、こちらも考慮はしていますが、見込としては実績から出しています。そのような現状があるのであれば、確保策のところで、今後事業所を増やしていきたいという書きようになっています。事業所アンケートをやっている、こちらで今後どのような事業所が参入を考えているのか、把握しておりますので、そのようなアンケートをもとに、今後は不足分については事業所の拡大や参入に力を入れていきたいと考えています。

委員長：いかがでしょうか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：ありがとうございます。障がい者福祉計画策定のためのアンケートを、事業所にしたということですか。福祉サービスの補助金の活用や参入の状況のヒアリングは例年していると思いますが、そのとき12月くらいに、障がい者福祉計画策定のための事業所アンケートで、事業所にも当事者ニーズを聞いてみようとお話があったと聞いた者ですから、そのアンケートのご報告やご説明がなかったと思って、今聞いてみました。

事務局：事業者宛には11月、一昨年平成28年くらいに、障がい福祉サービス、事業所アンケートをとっています。事業者の声を聞くアンケートではなかったですが、障がい福祉サービスの事業所福祉の意向ということで、既に実施している事業や今後事業参入を考えている事業などを、アンケートで答えていただいています。利用者のサービスの提供状況で、どういった事業が入っているか、希望通りのサービスが提供されているか、そのような点でのアンケートをとっています。市が実施している施設、利用者が実際に利用している福祉施設の利用者アンケートとともに、その事業者へのアンケートを行っていますが、それ以外のアンケートは、今回は行っていません。

委員長：ほかの市町村も、障がい福祉サービスの見込量については、これくらいしか見込まないのでお叱りを受けることもあります。これはやはり足りない、明らかにニーズがあるけれど人数が伸びていない事業があるのも確かで、おそらく計画で云々というよりは、自立支援協議会でニーズを把握し、社会資源を作り出し、あるいは人材育成のための研修なども行なうなどして、実績を伸ばしていくと。それが3年後の計画に反映するというので、サイクルを回していかなければいけないかなと思っています。障がい者福祉サービスの見込量を、機械的なもので出していくしか、おそらく方法が無い。3年後を見越して、実績を実際に増やしていく努力を、我々としてはしなくてはいけないかと思っています。その他ありますでしょうか。

NPO法人発達わんぱく会：同じく福祉サービスの必要量の見込の取り扱いに関して、障がい児の事業に関して、子どもの数が減っていくのもあり、見込量がほぼ横ばいの事業もかなり出ている印象を受けています。その場合に新たな事業所の参入が出来なくなる、必要量の見込がもう伸びないからこれ以上いいですよ、という取り扱いはあるのでしょうか。

委員長：見込量のところで、事業者の参入抑制のところまで反映するのか、というご質問かと思いますが、いかがですか。

事務局：そのようなことは、今のところは考えておりません。数値だけ見ると横ばいのところもありますが、浦安の場合には、障がい児のこども発達センターがあります。こども発達センターの希望者で、待っている人が多い状況がありますので、こども発達センターと同じように、児童発達支援については、今後も参入をしていかなければいけないと考

えています。そこはそのようなことは考えていません。放課後等デイサービスなどは、制限がかかってくることあるかもしれませんが、今のところ浦安では増加傾向にあるので、放課後等デイサービスは増やしていくべきかと考えています。

委員長：障がい者福祉サービスの見込量が、事業所の参入抑制にリンクする事はないということなので、ご安心下さい。その他ありますでしょうか。

株式会社オリエンタルランド：18ページ、19ページで、「施策の展開」の「1 理解と交流の促進」で、「現状と課題」の中のアンケートによりますと、障害のある人への市民の理解を深めるためには必要なことは、学校での福祉人権教育を充実するの割合が37.1%と、最も高くなっています、とあります。

下段に進んで、「取り組みの方向性」で先程のご説明では、市内部での調整において、広報紙等による理解の促進の箇所の記載を変えましたというところで、「こころのバリアフリーハンドブックを障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるためのツールとして」云々、「配布方法や活用方法について、より効果的な方法を検討し、充実した啓発機会を設けていきます」と受けまして、19ページの「主な事業」の1番目ですが、内容に「こころのバリアフリーハンドブックを配布するとともに、(仮称)手話言語条例」云々と。事業との紐づけでいきますと、配布済のところにもう少し、前書きの18ページで、より効果的、より理解促進を深めていく、ということに記載していくのであれば、事業の方ももう一段高い成果仕様、配布だけではなくてより効果的な云々とか、そのような見出し、理解促進を今回の事業で37.1%の期待に込めていく、という書き方でもいいかなと感じました。

委員長：ありがとうございます。趣旨としては、教育内容に踏み込んだ方がいいのではいかということですか。

株式会社オリエンタルランド：中身の具体的なことは難しいと思いますが、ハンドブックを配布するとともに、となると、従来のやり方でとどまってしまうのではないかと。これで達成しました、達成できませんでしたと。前段の18ページでは、効果的な云々と、若干これまで以上に37.1%に期待に込めていこう、それ以上の期待あるいは満足を高めていこうとする、意気込みの記載もあるものですから、事業の紐づけでもそのことを謳ってもいいのではないかなと感じたところです。

委員長：事務局はいかがですか。

事務局：この主な事業については、実際に実施している内容を書いていますので、より効果的な啓発活動の方法を検討し、となっていますが、まだ権利擁護部会などでも話し合っているところです。より効果的な啓発活動の方法を確立したものが、今のところできていないのが事実です。今後検討していくということで、ここに書いてあります。19ページの事業には、実際に行っている事業として書かれていますので、もう少し詳しくするとすれば、バリアフリーハンドブックを小学校4年生にお配りして、車いす体験や視覚障がいの体験などをしながら、こころのバリアフリーハンドブックを配布している現状です。それについても、もう少し文字通り、効果的なことを検討していきたいということで、現在権利擁護部会でも話し合っていますので、まだ具体的なことは書けない状況です。たくさんご意見をいただいています、例えば障がいもいろいろ、知的障がい、発達障がいの体験も入れていきたい、もちろんここに書いたように、今後は手話についても勉強していきたい、誘導ブロックなども限定して啓発の中に入れていきたい、そのようなことを今後、いろいろ検討していきたいと考えていますので、書きようとしては検

討していくとなくなっていますが、今後いろいろと決めていきたいと考えています。

委員長：よろしいでしょうか。

株式会社オリエンタルランド：そうしますと、私も権利擁護部会に所属してまして、この計画策定のスケジュールに合わせて、権利擁護部会で事業に反映すべく、何か具体的なものを導き出しておかなければならなかった自戒、反省を含めて、そのようなことになるのでしょうか。

事務局：計画の主な事業については、実際にやっているものを書いていますので、どちらかというと、今後どうしていくのか、上の取り組みの方向性に入ってきます。ですので、今後検討していくという書きようで、今後この計画は進捗状況をPDCAサイクルで検証していきますので、どれだけ効果的な啓発活動が進んでいるのかを、進捗状況で確認できるようにしていければと考えています。

株式会社オリエンタルランド：元々の政策で、平成30年度から平成32年度にかけてこの事業をやっていきます、というプランではないのですか。すでにやっているものを落とし込まれているということですか。次に向けて、新たにこの事業を組み立てて、年度終わる頃にできた、出来なかったと評価が下されるのかなと思っていたのですが、すでに着手しているものが落とし込まれている、という理解でよろしいですか。

委員長：この書き方の話かと思います。

事務局：主な事業については、先程お話しした包括的な相談支援体制が、検討のところに入ってしまっていて、そこは整合性がずれてしまっているのですが、基本的には今実際に実施している事業が、この主な事業に入ります。もちろん今後も取り組んでいきますということで入ってきていますが、まだ新しい事業、これから検討していく事業は、この主な事業には入っていません。

委員長：入っていないというより、書けないのですね。

事務局：そうです。

委員長：市の主な事業としてこのようなものがある、ということで書いてあって、むしろ検討してきてこれからどうしようという話は、二段目の取り組みの方向性の箇所を示していると。だから今後このような取り組みの方向性が、主な事業に入ってくれば、次回の障がい者計画にそれが反映されることになるかと思っています。主な事業に関しては、あくまでも今、浦安市でもっている事業が書いてあるということです。よろしいですか。

事務局：これまでの進捗状況を、この主な事業の進捗状況でこちらが今までしてまして、取り組みの方向性の考え方からも、もう少し進捗を今後確認していかなければならないかと考えていますので、今後の進捗状況については、それも考えてやっていきたいと思えます。

委員長：いい意見ありがとうございました。その他にはありますか。

介護給付費等の支給に関する審査会：121ページと122ページに関連したことです。ここに計画相談支援とあります。計画相談支援で今までの利用実績として、平成27年、平成28年、平成29年の数が出ていますが、ここは徐々に増加しています。次の122ページの見込量で、平成30年に数が少なくなっています。平成29年が750ですが、平成30年は739になっていて、次の平成31年ですごく増えて775、平成32年では811です。739に減っている根拠、見込量をこの数値で出している根拠は、どのようになっていますか。

委員長：ここは見込量ではなくて実績の方を見ていただかないと、いけなくて。

介護給付費等の支給に関する審査会：いえ、そうではなくて、実績は増えているのですが、次

の見込量の箇所です。今までずっと実績が。

委員長：ですから、過去の3年間の実績を踏まえて、次期3年間の見込量を立てるので、実績の方を見ていただかないといけなくて。

介護給付費等の支給に関する審査会：いえ、だから見込量をだしている箇所で、急に数が減っているところは。

委員長：減っていません。実績が703なので、平成29年は。

介護給付費等の支給に関する審査会：そういう意味で、それに合わせて739にしたということで、次の平成31年では見込量は775と大きな数に増やしているということで。

委員長：トレンドによって伸ばしています。そういうことでよろしいですか。

介護給付費等の支給に関する審査会：そういう根拠なのですか。この減っては増えていて、平成31年度ではそれをまた増やしています。703からそれを元にして739ということは分かりました。次のところで775にしているのは。

委員長：これは631から672、703に増えている過去のトレンドに沿って。

介護給付費等の支給に関する審査会：トレンドに沿って、そうしたということでしょうか。その通りですか。それでしたら、細かい見込量なので、特別大きなわけは無いのかもしれませんが、平成27年から平成29年にかけて増えたのは、スキームがあったのですね。何年までに計画相談をやらなければいけないスキームがあったために、最後のところでものすごく、そこだけ強化したようで、計画相談の実数その一年間である程度上がった。だからその数値の上げ方は、そのような事情で急激に上がったということがあるので、その点の過去3年間の上げ方をそのまま数値化していると、相談支援部会で計画相談の実数のことに対する数値をいつも話題にしながら、100%に近づけるためにはどうしたらいいのか、全員に計画相談ができるための、平成29年まで、平成28年度の期限があったところで、非常に集中して、何かいろいろとその期間にやったということがあるのですね。過去3年間の数値の上げ率をそのまま反映させるのは、実態には合わないかと思いましたが、見込量なので、それほど大きな問題にはならないかと思いましたが。

委員長：平成27年度末を目指して100%、全員に作りましょうというわけがあって、平成27年度はかなり増えたのだらうと思います。その後平成28年度、平成29年度と順調に増えているのが実績に表れていて、そのトレンドを見込んで、平成30年度から平成32年度を出しています。ただ仰るように、まだ利用者数自体も増加が見込まれ、あくまでも見込量で、これから増えてはいけないことではないので、ここは機械的に出すしかないところだと思います。様々な要因が他にあるわけで、それはそのようなご理解いただければと思いますが、事務局から何かありますか。

事務局：まずこれは機械的に、過去3年間の実績を伸ばしています。確実に何か参入が見込まれることを確約できているところは、それを踏まえて数値を作っているところもありますが、計画相談については、事業者の確実に参入する見込がない中で、過去3年の数値を使っているの、委員の仰る通り、ここまで本当にできるのかということがあるかと思いますが、実際には計画相談はセルフプランではなくて、なるべく100%に近づけるということもありますので、数値的には厳しいかもしれないという理解はありますが、目標としたことも含めて、この数値でいきたいと考えています。

委員長：ありがとうございます。もう1点、計画相談については、地域移行支援、地域定着支援もそうですが、年間の平均ではなくて3月末の決算の数値ですか。3月末か12月末か。

事務局：計画相談については、月間ではなくて年間の実人数です。月間と間違っています。年間の実人数がこの数です。

委員長：年間の実人数ですね。分かりました。指摘して良かったです。年間に書き換えるということで、いいですかね。

事務局：124ページの障がい児相談支援の実績と、障がい児相談所の見込についても、ここだけ年間のものです。書きようをこちらで修正したいと思います。申し訳ありません、お願いいたします。121ページ、122ページの両方とも、実績も見込量も年間のものです。訂正お願いいたします。

委員長：相談に関しては、月によってばらつきがあるので、どうなっているのかと思いお聞きしましたが、年間の実人数ということですので、書きように関して工夫をすることにします。その他ありますでしょうか。

浦安手をつなぐ親の会：この概要版を前回新しく作ったということですが、これの活用方法、利用方法はどのようになっていますか。

事務局：この概要版につきましては、これとルビを振ったものを、皆さんに分かりやすくお示ししたいと思って、このように作っています。活用方法につきましては、小学生や障がいのある方にもわかりやすいものとしてお配りしたいと考えています。

浦安手をつなぐ親の会：作った趣旨は分かりますが、それをどのように活用したかとお聞きしたかったです。

事務局：前回の活用のことでしょうか。

浦安手をつなぐ親の会：はい。

事務局：前回は記憶でお答えしますと、一緒に窓口で配布したかと思います。あまり部数を作らなかったのので、すぐに無くなった記憶はあります。今実際には、このような冊子でしか残っていませんので、概要版はすぐに無くなったと記憶しています。あやふやで申し訳ないです。

浦安手をつなぐ親の会：せっかくこの手に取りやすい概要版を作る趣旨で、他の会は全員会員に概要版を配布しました。ですから障がい者団体にこれを配る、皆様に来ていただく努力はしたのでしょうか。事業課としても、そのように仕向けたのでしょうか。

事務局：その点の確認をして、次回に報告いたします。

浦安手をつなぐ親の会：駆り立ててせっかく作るのですから、やはり障がい者自身の手元に置いて見ていただくことが重要だと思います。厚いものは委員に配られますが、そこから拾い出すのは非常に大変だと思います。手引きとしてこれを作ったという前回の趣旨だったので、もっと活用するように、事業課で活用方法を考えていただきたいと思います。

委員長：これはPDF版を、ホームページからダウンロードできるようになっていまして、短大でも授業ではダウンロードして学生に見せることは、各学校で行われているかと思うので、このようなものがホームページに載っていることだけでも、意味があるかと思えます。その他ありますでしょうか。

NPO法人発達わんぱく会：42ページの「3 保健・医療の充実」の②と③に関してです。この1、2年くらい取り組んできたことを、さらに引き続きより力を入れて取り組んでいくことは、素晴らしい計画と思っています。実際に現場で見ている、健康増進課で「かおテレビ」をしっかりと導入して、かなりピックアップされている数はあると聞くのですが、なかなかそれでわが子の特徴に気づき、どうにかしてあげたいと思うお母さんたちが、相談する先が「のびのびクラス」やこども発達センターで、仕組みはしっかりあるので

すが、なかなか実際に、お母さんがそうつながってなくて、不安な声をちょこちょこ聞いている現実があります。実際に他のところもそうですが、健康増進課やこども発達センターに全てがきてしまっているのも、現場は忙しく大変で、それぞれの機関で関係するわけではなくて、どんどんつながっていかなければならない、その連携もやはり難しいのだろうなと思っています。

計画を実践するために、これから自立支援協議会などで取り組んでいくのですが、2つ提案、意見がありまして、1つは健康増進課が自立支援協議会に入っていないのではないかと思いますので、ぜひ参加してほしいなど。やはり健康増進課だけで完結することは少なく、そこを入り口にどんどんつながっていかねばいけないので、忙しいと思いますが、参加してほしいです。

もう1つは、市内にはいろんな、とくに民間機関がありますので、0歳、1歳、2歳であれば、社協をはじめとして多くの子育て支援をしている地域のいろんな団体が、かなり増えてきていますので、「のびのびクラス」に代わるところ、あるいは保健士相談に代わるところ、代わる民間の、歩いていけるところに、月に1回、開設する子育て支援施設がかなり出ていますので、そこにしっかりつなげていくか、こども発達センターの代わりに児童発達支援所もかなり増えてきていますので、それらも上手に使ってもらいながら、ぜひこの計画を実現させて、子どもとその家族たちが幸せに生活、成長できるようなものにしていきたいと思いました。

委員長：ありがとうございます。協議会の話にも及びましたが、こどもの部会の話にもあるのかなと聞いていました。何か事務局の方でありますか。

事務局：ご意見ありがとうございます。健康増進課、推進協議会、こども部会でも結構ですが、医療的ケアの協議の場ではもちろん、健康増進課が入ってくるかと思っておりますので、今後は保健、医療関係のところも保健士が関わっていますので、話し合いに加わることで検討していきたいと思っております。

委員長：その他ありますでしょうか。

浦安市自閉症協会：主な事業は、今やっているものしか載せていないとの話でしたが、29ページに最初に説明がありました、包括的な相談支援体制の整備は、まだ全然始まっていないし、まだ具体的に決まっていないけども、やると決めているから載せたのですよね。

18ページのアンケート結果が私は気になって、「学校での福祉人権教育を充実する」の要望が多かったのに、「取り組みの方向性」にも、「主な事業」にも、学校でいろんなことを子どもたちにやってくれるのだとわかる事が書かれていないよう思います。

「主な事業」に入れられないとしても、「取り組みの方向性」に何か入れられないかと思いました。例えば③に、希望的なことだけでも書いてもいいのであれば、学校でそのようなことをやっていきたいということを、書いてもらえるといいかなと思います。アンケート結果では「学校で」と書いてあるのに、学校での問題を強く思っている人がいる事の現れなのに、方向性や主な事業の箇所に分かりやすく書かれていないことも、もしかしたら、ずっと学校の扉がなかなかこじ開けられない一つの原因なのかも思ったので、ここで一文載せていただければありがたいと思いました。

委員長：ありがとうございます。その点について私も思ったのですが。

健康福祉部次長：この案件については、今、健康福祉部と教育委員会で調整中でして、教育委員会も非常に前向きに検討を進めています。学校の授業の中で、1時間でも取り上げてもらえないかと、方向がまだ決まっていることではないですが、そのためには校長会議

や教育委員会議、そのような教育委員会での手続きも必要で、決まっていないこともあります。先程事務局が説明した通り、確実にできるもののみ、行政計画なので、福祉計画については記載しています。つい年末もそのようなかたちで、私も協議に入っていますが、教育委員会と健康福祉部で、「こころのバリアフリー」を教材にして授業をやってもらえないかと方向感で、協議を進めています。

事務局：主な事業につきましては、今やっている事業とやると決めた事業が入っています。障がい者福祉推進事業の中で、バリアフリーハンドブックを各学校に、主に小学4年生を対象に配っています。配るときにボランティアグループのあいあいさんと一緒に福祉教育として、1時間をいただいてプラスアルファでやるのが、主な事業です。ここに書いていないので分かりにくくなっています。この点を書き足していきたいと考えています。福祉教育については、この他にまた福祉教育を検討しています。その点も考慮しながら、委員の言った③については、検討したいと思います。

委員長：ありがとうございます。やっている事業は書き足していただくということです。

浦安市自閉症協会：ちょっと希望がもてる一文を。やはり学校現場は何年たっても良くないという話を聞くので。ですが、今のお話を聞いても変わってきているのかなと思いました。最初の頃はハンドブックを配るだけではなく、授業でも使ってほしいと言ったときに、いろいろ大変だからそれは難しいのだ、とそれで終わってしまった気がします。それが今、何とかならないかと話し合っていると聞いただけでも、進んだのだと思えました。小さなことでも希望が持てることを書いていただくと、明るい気がします。

ハンドブック配りながら、あいあいさんとやっていると、前も聞いていて知っています。その時にも話をしたのですが、知的障がい、発達障がいの子たちについては、そこに入っていない。聴覚、視覚障がいの人は通常学校に入ることは少なかった。子どもたちが、遠い世界と、お年寄りのことだけだとそう思うのではないかと。それは私たちが思っている、知って下さいということと、ちょっと離れている感じがあるのではないかと思ったので、教育委員会の事業に入れていく方向に進むのであれば、本当にいろんな人がいる、すごく分かりやすい、車椅子に乗っている人だけではなくて、苦手さがとても際立っているなど、いろんな人がいるという視線を忘れないようにしてくださいということ、強くお願いしておきたいと思います。特別な存在でかわいそうな人たちで、何とかしてあげたい、ということに持っていかないように、すごくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

委員長：ありがとうございます。24ページの「交流機会の拡充」で、「学習指導要領においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にする」の箇所があり、小中学校においても、特別支援学級の子どもたちと交流の場を設けるとあります。このようなどころでも、こころのバリアフリーハンドブックなどを教材にできる部分があるのでという気がして、前後の(3)とも関連付けて、啓発の推進のところ、関連付けたらよろしいのではないかと。関連性が高いのでそう思いました。書きぶりについてはお任せします。

15時までの予定で、後5分となってしまいました。どうしてもというご意見あれば、お伺いします。

健康福祉部次長：今日、本日配布になってしまった概要版を、活かすことについて主にご意見があったのですが、この中身について、今日の今日なので各自でよく見ていただいて、実際には本編の全体版よりも、この概要版の方が幅広く使われると思います。一般的に

言うと、省略しすぎなのかなという気がしないでもないのですが、もう少し、普通は概要版には7、8ページ、4の倍数で16ページのものがあり、これだけですべて通じるのかということで、策定した本編と概要版を同時に作らなくてもいいですし、概要版はよく見られるケースが多いので、例えば一番後ろのページを見ても、障がい福祉計画は、目標値はサービスの見込量を示しています、と書いてあって、ここに書いてあった方がいいのでしょうか、それを書くともページ数が増えてしまうこともあるので、これをもう一度皆さん見ていただいて、何かご意見いただければと思っています。

委員長：それは後日、メールや電話でも結構ですので、事務局にご意見お寄せいただければと思います。議題の2つ目に進みたいと思います。計画策定のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(2) 計画策定のスケジュールについて

事務局：時間が無くなってきましたので簡単に。議題2資料、計画策定スケジュールをご覧くださいいただければと思います。

先程も少しお伝えしました通り、1月4日から25日までパブリックコメントを実施しています。今日、1月11日の策定委員会で素案の検討をしまして、1月15日から2月19日に各部会が開催されますので、そちらでも少し意見を収集しまして、日程が変更になり申し訳なかったのですが、最終の第6回障がい者福祉計画策定委員会は、3月1日に変更しました。3月1日にこの計画の策定を終了します。パブリックコメントの結果についても、そのときに一緒に報告いたします。

3月末日に計画の冊子が完成して、概要版と計画書を各300部の印刷を予定しています。概要版と計画書はホームページで閲覧可能になっています。概要版はPDF版でデータがありますので、こちらで印刷したものをお配りすることも可能です。300部で足りなければ、こちらで印刷してお配りすることも可能になるかと思っています。

今回初めて、音声データを作る予定ですので、そちらも貸出等できるようになるかと思っています。日程について以上です。

本日、当日資料になってしまいましたので、今後他にご意見等ありましたら、メール、電話等でも結構ですので、最終日の3月1日が終わって修正を加えたら、すぐに印刷作業に入ってしまうので、なるべく早いうちにご意見等ありましたら、いただければ。また随時、必要であれば情報提供もしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

委員長：ありがとうございます。スケジュールなので、何かご意見ご質問はありますか。なければ、その他に委員の皆様から報告などありますか。

3. 閉会

委員長：それではこれをもちまして、第5回障がい者福祉計画策定委員会を終了したいと思います。

本日はお忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。

平成 30 年 1 月 11 日 (木)
午後 1 時 30 分～
健康センター第 1 会議室

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（平成 29 年度第 5 回）次第

1. 開会

2. 議題
 - (1) 障がい者福祉計画の素案について
 - (2) 計画策定スケジュールについて

3. 閉会

浦安市障がい者福祉計画 (平成30年度～平成32年度)

【素案】

平成30年3月
浦 安 市

目次

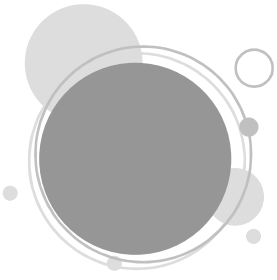
	頁
計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 法律・制度の動向	2
(1) 障がい者の権利に関する条約の批准	2
(2) 障害者基本法の改正	2
(3) 児童福祉法の改正	3
(4) 障害者虐待防止法の施行	3
(5) 障害者総合支援法の施行と改正	3
(6) 障害者優先調達推進法の施行	3
(7) 障害者差別解消法の施行	4
(8) 改正障害者雇用促進法の施行	4
(9) 成年後見制度利用促進法の施行	4
3 計画の位置づけ	エラー! ブックマークが定義されていません。
4 計画の期間	エラー! ブックマークが定義されていません。
5 計画の対象者	7
6 計画策定の方法	8
(1) 計画策定の方法	8
7 計画の推進・フォロー体制	9
(1) 計画の推進体制	9
(2) 計画のフォロー体制	10
8 前期計画の評価	11
第1編 障がい者計画	
第1章 計画の基本理念と施策推進の方向性	15
1 計画の基本理念と重点的な取り組み	15
2 施策の体系	17

	頁
第2章 施策の展開.....	18
1 理解と交流の促進.....	18
(1) 啓発の推進.....	18
(2) 担い手となる市民との協働による支援活動の促進.....	21
(3) 交流機会の拡充.....	24
2 福祉・生活支援の充実.....	26
(1) 相談支援の充実.....	26
(2) 在宅福祉サービスの充実.....	30
(3) 日中活動の場の充実.....	35
(4) 住まいの場の充実.....	38
3 保健・医療の充実.....	42
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見.....	42
(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実.....	44
4 子どもへの支援の充実.....	50
(1) 就学前療育・教育の充実.....	50
(2) 就学後療育・教育の充実.....	54
(3) 就学・進学相談の充実.....	59
(4) ライフステージを通じた支援の推進.....	61
5 雇用・就労支援の推進.....	63
(1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実.....	63
(2) 福祉的就労の促進.....	66
6 生活環境の整備.....	69
(1) 歩行空間・建築物の整備.....	69
(2) 移動・交通手段の整備.....	71
(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進.....	74

	頁
7 自立と社会参加の促進.....	79
(1) 余暇活動の促進.....	79
(2) 自主的活動の促進.....	83
8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	85
(1) 権利擁護施策の推進.....	85
(2) 虐待の早期発見・防止.....	88
(3) 差別の解消と合理的配慮の推進.....	90
 第2編 障がい福祉計画	
第1章 計画の基本的事項.....	97
1 計画の基本方向.....	97
(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	97
(2) 市町村を基本とした身近な実施主体.....	97
(3) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等.....	97
(4) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に 対応したサービス提供体制の整備.....	97
2 サービスの内容と対象者.....	98
(1) 訪問系サービス.....	99
(2) 日中活動系サービス.....	100
(3) 居住系サービス.....	103
(4) 相談支援.....	104
(5) 障がい児支援.....	105
(6) 地域生活支援事業.....	106
(7) 地域生活支援促進事業.....	107

	頁
第2章 地域移行等の目標.....	108
1 地域生活への移行目標.....	108
(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進.....	108
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	108
(3) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備.....	108
2 就労の目標.....	110
(1) 福祉的就労から一般就労への移行者数の目標.....	110
(2) 就労移行支援事業の利用者に係る目標.....	110
3 障がい児支援の提供体制の整備等.....	112
(1) 児童発達支援センター.....	112
(2) 保育所等訪問支援.....	112
(3) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所.....	112
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場.....	112
第3章 障害福祉サービスの推進.....	113
1 訪問系サービスの取り組み.....	113
2 日中活動系サービスの取り組み.....	116
3 居住系サービスの取り組み.....	119
4 相談支援の取り組み.....	121
5 障がい児支援の取り組み.....	123
6 地域生活支援事業（必須事業）の取り組み.....	125
7 地域生活支援事業（任意事業）の取り組み.....	130
8 地域生活支援促進事業の取り組み.....	132

計画の基本的事項



1 / 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

浦安市においては、平成28年4月に、「障がいを理由とする差別を解消するための取組は、障がいのある人に対する虐待を防止する取組、障がいのある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。」などの基本理念のもと、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

このような社会の実現に向け、本市では、障がいのある人を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める「障がい者福祉計画」を策定しています。

「障がい者福祉計画」は、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体化した計画で、第1編「障がい者計画」は、障害者基本法に定められた「市町村障害者計画」に相当する部分として、障がい者福祉に係る市の施策を示しています。

また、第2編「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に定められた「第5期市町村障害福祉計画」に相当し、障がいのある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、総合的な生活支援のための平成32年度までの整備目標を明示するとともに、目標達成のために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策を示しています。

平成28年5月には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律案が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実とともに、自治体において障がい児福祉計画を策定することが規定されるなど障がい児支援の二

ーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとされました。

これらを背景に、平成27年度（2015年度）を始期とする6年間計画の前
期計画が最終年次を迎えたことから、計画の見直しを行い、新たに、「障がい
者計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体化した平成30年
度を初年度とする後期計画「浦安市障がい者福祉計画（平成30年度～平成
32年度）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 法律・制度の動向

（1）障害者の権利に関する条約の批准

平成18年12月、国際連合総会において、障がい者の権利及び尊厳を保護
し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関
する条約」（障害者権利条約）が採択され、平成20年5月に発効しました。

我が国は平成19年9月に同条約に署名し、国内法の整備を経て、平成26
年1月に障害者権利条約を批准しました。この条約では、障がいに基づくあら
ゆる差別の禁止や、障がいのある人が社会に参加し、包容されることを促進す
ることなどを規定するとともに、第2条において、「手話が言語である」こと
を明記しました。

（2）障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にか
かわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる
ものであるとの理念に則り、平成23年に障害者基本法の一部が改正、障がい
者の定義を見直したほか、「意思疎通のための手段についての選択の機会の確保
」を規定するとともに、「意思疎通のための手段」の例示として「言語（手
話を含む。）」と規定しました。

(3) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法(当時)と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設事業が、児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」を策定することになっています。

(4) 障害者虐待防止法の施行

虐待を受けた障がいのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障がい者虐待の防止に向けた取り組みを推進するため、平成 23 年 6 月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務を課すことが定められています。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法を、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という)に改正施行し、障がい者の定義に難病者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などを決めました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとしています。

(7) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を公布し、平成 28 年 4 月に施行しました。

この法律では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務を定めています。

(8) 改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）を改正、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定めるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることを規定しました。

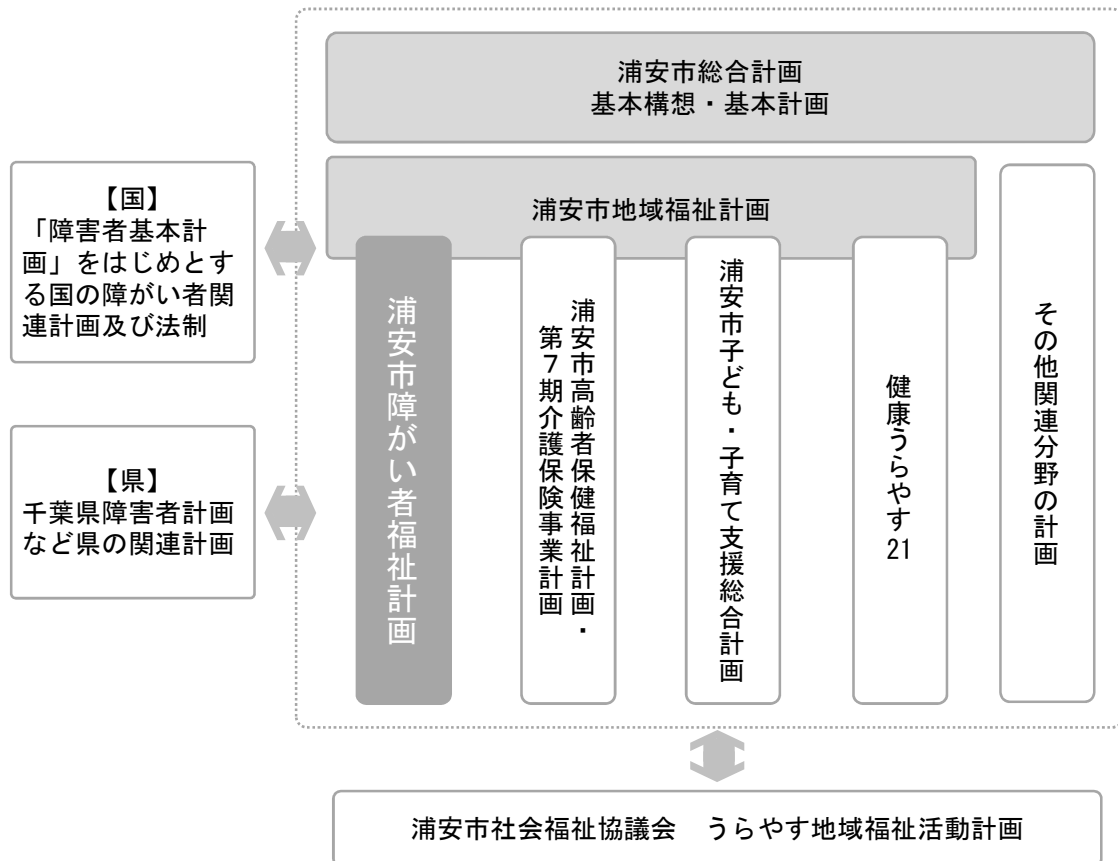
(9) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）を公布し、同年 5 月に施行しました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などを規定しました。

3 計画の位置づけ

この計画は、「浦安市総合計画」の部門計画として策定しており、市総合計画との整合性を保ち、また、国・県の関連計画とも連携を図りつつ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。



注) 現在、本市の中長期的なまちづくりの指針となる次期「浦安市総合計画」の策定に取り組んでおり、「浦安市障がい者福祉計画」の計画期間中（平成 30 年度から平成 32 年度）で、新たな都市像に変更する場合があります。

4 計画の期間

「浦安市障がい者福祉計画」は、長期的な展望に立った障がい者施策の方向づけを行う計画であることから、計画期間は平成27年度（2015年度）を始期とする6年間ですが、目まぐるしく変化する障がい者関連法制度の動向に的確かつ柔軟に対応していくため、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3か年を計画期間とする前期計画とし、平成29年度に見直しを行って、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの後期計画を策定します。

また、この計画に包含される国の「第5期障害福祉計画」に相当する部分については、障害者総合支援法の定めに基づき、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年計画とします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
国	障害者基本計画（第3次） （平成25年度～）			障害者基本計画（第4次） （～平成34年度）			
	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			
千葉県	第5次障害者計画<改訂版> 第4期障害福祉計画			第6次障害者計画 第5期障害福祉計画			
浦安市	総合計画（～平成32年度）						
	障がい者計画（前期） （平成27年度～平成29年度）			見直し	障がい者計画（後期） （平成30年度～平成32年度）		
	障がい福祉計画 （平成27年度～平成29年度）				障がい福祉計画 （平成30年度～平成32年度）		
					障がい児福祉計画 （平成30年度～平成32年度）		

注）現在、本市の中長期的なまちづくりの指針となる次期「浦安市総合計画」の策定に取り組んでおり、「浦安市障がい者福祉計画」の計画期間中（平成30年度から平成32年度）で、新たな都市像に変更する場合があります。

5 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などをはじめとする以下の関連法をふまえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がいのある子どもと難病の人を対象とします。

また、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

6 / 計画策定の方法

(1) 計画策定の方法

① 障がい者関連施策の進捗状況の洗い出しと評価

障がい者福祉計画に掲げた施策全般にわたる事業の進捗状況について、各関係部署による洗い出しを行い、今後の施策の方向性を検討・評価し、新たな計画における方針を定めました。

② 障がい福祉に関するアンケートの実施・分析

障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行いました。

③ 障がい者団体等へのヒアリング調査の実施

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、市内の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、また広く一般市民からパブリックコメントを募集するなど、計画内容の見直しへの反映に努めました。

④ 障がい者福祉計画策定委員会における審議

障がい者団体関係者をはじめ、福祉・医療・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者などからなる「計画策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関し、専門的、大局的な観点から議論を積み重ねました。

7 計画の推進・フォロー体制

(1) 計画の推進体制

本計画を総合的・実効的に推進していくために、以下のような連携と協働の体制の整備を図ります。

① 庁内の推進体制の整備

健康福祉部（障がい事業課・障がい福祉課）を中心として、関連部局が連携し、計画を推進します。

② 人的資源の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで、不可欠である専門技術者の確保と育成に努めます。特にケースワーカー・手話通訳者・要約筆記者・福祉サービス従事者などの確保と資質の向上に努めます。

③ 関係機関・市民等との連携の促進

i) 福祉・医療・教育・雇用等の関係機関との連携

本計画を推進する担い手となる、福祉・医療・教育・雇用等の各分野と、より一層の連携に努めていきます。

ii) 民間事業所等との連携

市民全体の力を集めて本計画を推進していくために、民間の一般事業所、マスメディア・市民団体・自治会等との連携を図り、情報交換・課題の共有、協働の推進に努めます。

iii) 近隣市及び県、国との連携

広域的な対応が必要な施策・計画については、近隣市および県と連携を図ってその実現に努めます。また、県、国に対しては、特に行財政上の措置を、必要に応じて要請していきます。

(2) 計画のフォロー体制

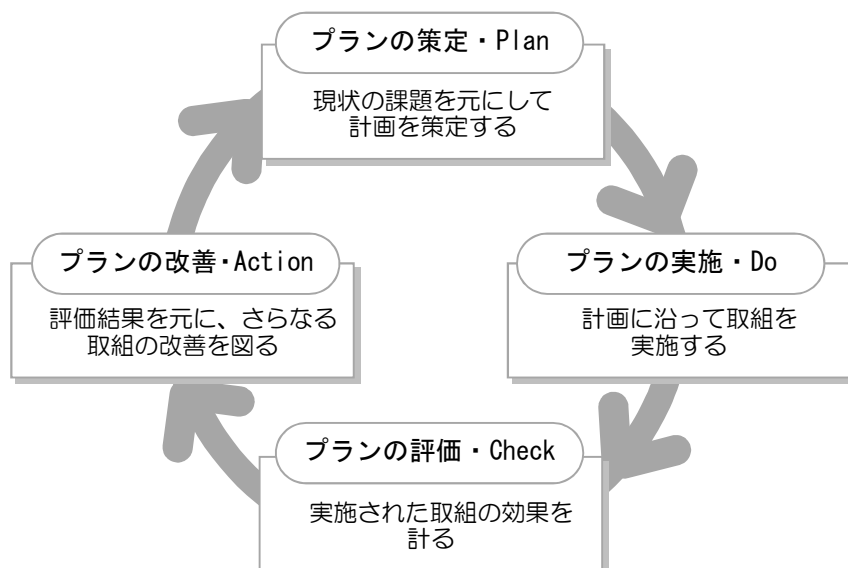
本計画は、日々現実に生活を営んでいる障がいのある人を主な対象とした計画であり、また、福祉・医療・教育・雇用・都市整備等の各分野との連携と、社会情勢の変化や障がいの特性にあわせた配慮が必要です。

したがって、計画自体をより具体的なものにするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

浦安市では、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」の双方に「PDCAサイクル」を導入し、市・関係機関・障がいのある人の代表からなる浦安市自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗状況を年に1回以上、自立支援協議会で評価・分析するとともに、必要に応じて事業の見直し等を行います。

「PDCAサイクル」は、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」を順に実施していくものです。



8 前期計画の評価

平成26年度に策定した「浦安市障がい者福祉計画(平成27年度～平成29年度)」について、主な事業の平成28年度までの進捗状況を把握しました。

その結果、進捗状況は「計画どおりの進捗状況」のB評価が99事業(93.39%)と最も多く、「計画以上の進捗状況」となったA評価は2事業のみ(1.89%)です。また、「計画よりやや進捗状況が遅れている」のC評価は、全体で5事業となっています。

「浦安市障がい者福祉計画(平成27年度～平成29年度)」
で位置づけられた施策の達成状況

項目	事業数	割合
A評価(計画以上の進捗が見られる)	2	1.89%
B評価(計画どおりの進捗)	99	93.39%
C評価(進捗がやや遅れている)	5	4.72%
合計	106	100.00%

※割合欄の「%表示」は端数調整をしています

C評価となった5事業の内訳は、「Uコミサポート事業/障がい福祉課/聴覚に障がいの方に対し市役所閉庁時に委託事業者が電話代行を行う」、「意思疎通支援事業/障がい福祉課/手話通訳者の派遣や入院時のコミュニケーションの支援を行う」、「障がい者福祉推進事業(サポートファイル)/障がい事業課/相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等で作成する支援計画等の連携のため、障がい特性や支援内容を記録し、家族や関係機関が情報共有する“サポートファイル”の周知・活用を図る」、「障害福祉サービス事業等従事者人材確保住宅費補助金/障がい事業課/従業者に住宅手当を支給している指定障がい福祉サービス事業者に対し市内在住の従業者分経費の一部を補助し、従業者の確保と離職の防止を図る」、「道路等復旧事業/道路整備課/東日本大震災の災害復旧とあわせて誘導ブロックの復旧や道路整備を行う」となっています。

進捗状況が遅れた理由としては、「翌日の日中に対応できる場合が多く、夜間等の対応依頼が少ない状況がある(Uコミサポート事業・意思疎通支援事業)」、「障がい児への配布は進んでいるが大人への配布が進んでいない(サポートファイル)」、「他事業の遅れによる進捗の遅延(道路等復旧事業)」がありますが、一方で「平成29年7月に実施済(障害福祉サービス事業等従事者人材確保住宅費補助金)」と、平成29年度末の前期計画終了期間までに「計画どおり」とすることができた事業もありました。

進捗に遅れの見られた事業は、前期計画から引き継ぎ、今期も実施していきます。

第1編 障がい者計画

1 計画の基本理念と重点的な取り組み

本市の総合計画（計画終期：平成32年度（2020年度））では、まちづくりの上位目標として、「市民一人ひとりが、家庭や地域社会のなかで、ともに助け合い、支え合いながら、健康で、安心して生きがいを持って暮らせるまちー生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市ー」を掲げています。

今日の障がいの概念の広がりへの的確な対応や、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の目標である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、次の6項目を重点的な取り組みとします。

1. 理解と交流の促進

引き続き、小冊子「こころのバリアフリーハンドブック」による啓発活動、各種イベントや講演会等通して、障がいと障がいのある人への市民の理解を深める取り組みを行うとともに、より効果的な啓発活動の方法を検討し、積極的に展開していきます。また、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関しての基本理念を定めた「（仮称）手話言語条例」を制定します。

2. 福祉・生活支援の充実

障がいのある人が、自身の望むライフスタイルに応じて自己決定を行い、自由にサービスを選択することを基本に考えたサービス等利用計画の充実を推進し、一人ひとりのニーズに対応したきめの細かいサービスを提供します。

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しては、意思決定支援ガイドラインを活用し、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

また、サービスの質的・量的充実に努め、事業所の連携を強化するとともに、新規事業者が参入しやすい環境を整備します。

3. ライフステージを通じた支援の推進

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、サポートファイル（家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールで、障がいの特性や特徴などの情報・支援内容の記録・関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル）を活用して、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した支援を推進します。

また、保健・医療・福祉・保育・教育、障がい児通所事業所等の連携を図り、療育を実施する体制を強化していきます。

4. 就労の促進

障がいのある人が希望と適性に応じて就労することができ、かつ、社会的・経済的に自立できるように、障がいのある人が働く環境の整備や就労支援体制の充実を推進します。

5. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

災害時要援護者登録制度により予め市に個人情報に登録した方に対し安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、福祉避難所と支援体制を整備するとともに、広く民間の事業所にも協力を求め、官民協働で災害時の支援にあたります。また、支援者および要援護者双方の防災意識の向上に取り組みます。

6. 差別の解消と合理的配慮の提供の推進

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の構築のため、差別の解消と合理的配慮の提供を推進し、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。

2 施策の体系



1 理解と交流の促進

(1) 啓発の推進

現状と課題

市では、小冊子「こころのバリアフリーハンドブック」による啓発活動や、イベントを開催し、障がいのある人に対する理解を広げる取り組みを行ってきました。

浦安市障がい福祉に関するアンケート調査結果(以下「アンケート」という。)では、障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校での福祉人権教育を充実する」の割合が37.1%ともっとも高くなっています。

今後も、本市のまちづくりの大きな目標のひとつである「人間尊重のまちづくり」を基本に据え、「こころのバリアフリーハンドブック」等を活用し、市民一人ひとりが、障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、より効果的な啓発活動の方法を検討し、積極的に展開していく必要があります。

取り組みの方向性

① 広報紙等による理解の促進

引き続き、「こころのバリアフリーハンドブック」を障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるためのツールとして活用していくとともに、配布方法や活用方法について、より効果的な方法を検討し、充実した啓発機会を設けていきます。また、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段である手話や、視覚障がいのある人の移動に欠かせない誘導ブロックなどの理解と普及を促進します。

② 理解と協力の呼びかけ

各種イベントや広報紙等を通して、障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるための情報を提供していきます。

③啓発活動の推進

各種講座や講師派遣等を通して、障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるための情報を提供していきます。

④職員の研修機会の充実

浦安市障がい者差別解消推進計画に基づき、新規採用職員並びに新たに監督者となった職員への研修を必須とするとともに、多くの職員へ障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるための機会として研修への参加を呼びかけます。

主な事業

事業名	障がい者福祉推進事業（知識の普及・啓発）
担当課	障がい事業課・障がい福祉課
内容	障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配布するとともに「（仮称）手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。
事業名	自立支援協議会・権利擁護部会（啓発活動の推進）
担当課	障がい事業課
内容	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」で、関係機関の連携を強化し、啓発活動を推進します。

事業名	新規採用職員研修
担当課	人事課
内容	新規採用職員研修等で、障がいと障がいのある人への理解を深めるために、福祉研修（車いす利用体験、障がい当事者の講話等）を行います。

事業名	職員研修
担当課	障がい事業課・障がい福祉課
内容	浦安市障がい者差別解消推進計画に基づき、新規採用職員並びに新規課長への研修を必須で行います。また、「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解及び普及を推進するため、職員研修の機会を取り入れます。



うらやすこころのバリアフリーハンドブック

(2) 担い手となる市民との協働による支援活動の促進

現状と課題

障がいのある人を支援する団体の活動に対し、側面的な支援を行うとともに、障がい者団体や支援団体と連携して啓発活動に取り組みました。

また、社会福祉協議会を中心に、ボランティアに関する情報の提供、地域ぐるみ福祉ネットワークの整備、活動の側面的支援などに取り組みました。

障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が欠かせません。

今後も地域で福祉活動を行う人材や団体を発掘、育成、支援するとともに、市と地域の人々が協働して障がいのある人を支援していくことが必要です。

取り組みの方向性

①市民による支援活動の支援

障がいのある人を支援する団体が、講演会やイベント等の活動の情報を発信できるように支援を行います。

市民活動団体等との協働による講演会やイベント等の開催を推進します。

②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備

ボランティア養成講座等の実施、地域の多様な団体による担い手の発掘、住民活動の支援や意識の向上、活動団体間の交流・連携などに取り組むことにより、地域全体で支え合える体制づくりを促進します。

③ボランティア活動の推進

企業や学校等にボランティア活動の内容を周知し、ボランティア体験への参加を呼びかけます。

市職員のボランティア活動への参加促進を図ります。

主な事業

事業名	障がい者福祉推進事業（バリアフリーハンドブックの配布）
担当課	障がい事業課
内容	【事業内容】障がい福祉に関する知識の普及・啓発を図ります。
	【取り組み】市役所の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力し合いながら、障がいと障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」の配布や講演会やイベントなどの啓発活動を行います。
事業名	事業の後援（支援団体等の後援）
担当課	障がい事業課
内容	市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行います。
事業名	市民活動促進事業
担当課	協働推進課
内容	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行います。また、市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助を行います。 市民活動団体と行政・自治会・事業者などが、双方の資源を持ち寄り連携して事業を行う取り組み「つなぐプロジェクト」を行います。
事業名	ボランティア休暇制度
担当課	人事課
内容	職員のボランティア活動への参加を支援するため、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。

事業名	地域ぐるみ福祉ネットワーク
担当課	社会福祉課（社会福祉協議会）
内容	手話、点字、拡大写本、朗読、介助等障がいのある方をサポートしているボランティア活動の推進を図ります。また、支部社会福祉協議会が実施しているサロンや見守り活動等への支援を行い、住民同士の親睦やつながりを深めます。

関連施策・計画

第2期市民参加推進計画

うらやす地域福祉活動計画（浦安市社会福祉協議会）

(3) 交流機会の拡充

現状と課題

学習指導要領においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されており、小・中学校においては、特別支援学級と通常の学級が交流を行うとともに、本市在住の特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校において交流を図る「居住地校交流（県の事業）」を実施しました。また、市では、平成 27 年度より、市川特別支援学校高等部生徒の通学時、市民のボランティアが横に付き添い見守りを行う事業を開始し、生徒の自力通学を支援しました。

平成 27 年度より、障がいと障がいのある人への理解を深めるために、新浦安駅前広場において、障がい当事者の団体によるステージや、障がい福祉サービス事業所による出店を行い、障がいのある人もない人もともに交流を深めています。

アンケートでは、障がいのある人への市民の理解を深めるために必要だと考えることとして、「障がいのある人もない人も共に参加するイベントを開催する」が第 4 位となっています。また、「小さい時から一緒に学び、育つこと」「障がいのある人と関わる機会を増やすこと」などの自由意見が出ています。

今後も、地域全体で障がいのある人もない人も、すべての人が、ともに助けあい、協力していけるよう、交流機会の拡充を図ることが重要です。

取り組みの方向性

①地域との交流の推進

障がいと障がいのある人の理解を深めるため、今後も障がいのある人もない人も参加できるイベントを開催していきます。障がい者団体等が地域との交流事業を積極的に行えるように、団体に対し側面的支援を行います。

市民のボランティアによる市川特別支援学校の生徒に対する通学見守り支援事業をはじめ、障がいのある人を地域全体で見守るような体制を推進します。

②学校での交流及び共同学習の推進

特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の日常的な交流を基盤にし、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、教科学習等の交流及び共同学習を推進します。また、本市在住の特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校において交流を図る「居住地校交流（県の事業）」を推進していきます。

特別支援学級担任と通常の学級担任の連携や、合同研修等を通じて、教職員全体の障がいと障がいのある子どもに対する理解を促進し、教職員全員で障がいのある子どもを支える校内体制の拡充を図っていきます。

主な事業

事業名	浦安市障がい福祉団体事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	<p>特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。</p> <p>また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員等の資質・力量の向上を図ります。</p>

事業名	特別支援学校通学支援事業（通学見守り支援）
担当課	障がい事業課
内容	市川特別支援学校高等部生徒の通学時、ボランティアが横に付き添い、見守りを行います。

事業名	障がい者福祉推進事業（啓発イベントの開催）
担当課	障がい事業課
内容	障がいと障がいのある人の理解を深めるため、新浦安駅前において、障がいのある人もない人もともに参加できるイベントを開催しました。

2 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

現状と課題

平成24年4月よりすべての障害福祉サービスの利用者にサービス等利用計画が必要になりました。平成28年度末現在、サービス等利用計画の作成状況は100%に達していますが、セルフプランが増加傾向にあります。相談支援事業所と相談支援専門員の不足の解消が課題となっています。

アンケートでは、相談者が「いる」という回答が73%と、多数を占めていますが、相談相手は「家族」という回答が79.6%と、多くの方は何か問題があったときには家族と相談して対応している状況が伺えます。また、障がい者団体等のヒアリング調査では、専門的な相談先や、訪問による相談対応等、相談支援の充実を求める声が挙がっています。

今後も、新しい相談支援事業所の参入と相談支援専門員の増加を促進するとともに、障がいのある人とその家族、支援者等の多様な対象に対応した相談体制の充実と、相談員の専門性の向上を図っていく必要があります。

取り組みの方向性

①相談支援体制の充実

市職員の相談機能を継続するとともに、各機関と連携をとり、福祉窓口の機能向上に努めます。また、既の実施されている各部署を超えた相談等を精査し、この実績を踏まえながら本市における包括的な相談体制を、どのように構築していくか検討します。

「民生委員・児童委員」、「身体障がい者相談員」、「知的障がい者相談員」、「障害のある人ない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく地域相談員」、「基幹相談支援センター」、「指定特定・障害児相談支援事業所（計画相談支援を行う事業所）」、「障がい者権利擁護センター」、「社会福祉協議会」などさまざまな相談機関の存在や相談・支援活動について周知を図り、障がいのある人やその家族の利用を促進します。

②本人の意思の尊重

障がいのある人に対する相談においても、本人の自己決定の尊重という考え方に立って、本人の意思や希望に十分配慮して対応するようにしていきます。

③専門的な相談体制の充実と連携の促進

自立支援協議会を中心に関係機関の連携を推進します。

専門性が求められる多様な相談については、基幹相談支援センター事業において、連携会議・事例検討会等の開催や相談支援事業所訪問等を行い、相談支援実務に関する助言、専門的な支援を行うとともに、健康福祉センターの所管ごとに設置された「中核地域生活支援センター」のバックアップやネットワーク機能を活用し、各専門分野と連携を図り、相談者に必要な支援を提供します。

また、的確な相談と援助・サービスへのつなぎ機能が円滑に行われるよう、サポートファイルの活用や連絡会議・ケース会議等を通じて、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関の連携強化を図ります。

障がいのある人やその保護者等に対し、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用につなげる体制を強化するため、民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続することで、相談支援事業への新規参入と相談支援専門員の資格取得を促進します。

④サービス等利用計画作成の質の向上

サービス等利用計画の質の向上を目指して、実務者会議等と連携しながら自立支援協議会等で協議していきます。また、実務者会議や研修、事例検討会等を開催し、相談員の質の向上に努めます。

主な事業

事業名	自立支援協議会・相談支援部会
担当課	障がい事業課
内容	「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を進めるため、相談支援の地域の実態や課題等の情報を集約し、共有して課題解決に向けて協働します。

事業名	基幹相談支援センター
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人が地域で生活するためのさまざまな制度やサービスの利用、申請の援助などを24時間365日体制で実施しています。 相談員の資質の向上や相談体制の強化を図る地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討会などを開催します。

事業名	障がい者福祉推進事業（サポートファイル）
担当課	障がい事業課
内容	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するために、障がいの特性や特徴や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」を周知・活用します。

事業名	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人やそのご家族に地域の相談員として協力いただき、地域の身近な相談の窓口として、電話やFAX等での相談に対応しています。

事業名	計画相談支援推進事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	計画相談支援及び障がい児相談支援の円滑な実施を促進するため、計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成等を担う相談支援専門員に要する経費の一部を補助します。

事業名	包括的な相談支援体制の整備
担当課	社会福祉課
内容	我が事・丸ごとの地域共生社会を推進していくために、住民に身近な圏域で把握された複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができるよう包括的な相談体制のあり方について検討します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

市では、障がいのある人が、障がいの特性に応じて、必要な福祉サービス等が受けられるように、障害福祉サービスの利用者負担軽減措置の実施や、「障がい者等一時ケアセンター」での緊急預かり等を行いました。

アンケートでは、今後の暮らしについて必要なことや課題・不安について、「緊急時の対応」が47.5%で第1位、「費用面」が37.8%で第2位、「日常的な生活面でのフォロー」が37.6%で第3位となっています。また、障がい者団体等のヒアリング調査では、短期入所や行動援護の不足の解消や、重度障がい者を介護できるヘルパーの確保など、在宅福祉の充実に関する声が挙がっています。

引き続き福祉サービスの充実に努めるとともに、障がいのある人が必要なサービスが受けられるよう、制度の周知及び支援者の確保とスキルの向上を推進することが必要です。

取り組みの方向性

①支援の人材の確保

障がい福祉サービス等従事者の処遇改善と、離職防止、人材の確保を図ります。また、医療的ケアを行える人材など、多様な障がいに対して支援ができる人材の育成について推進していきます。

障がいの種類や程度に応じた適切な支援を行えるよう、研修の充実を図ります。

②利用者の負担軽減

障害福祉サービスの利用者負担について、その経済的負担を緩和するため、国の動向を踏まえながら、利用者負担軽減措置を継続します。

③福祉サービス情報の周知と利用の促進

広報、ホームページや各種イベントなどで、市の福祉制度の周知を図るとともに、「障がい福祉ガイドブック」や相談等を通して、福祉サービスの周知と利用の促進を図ります。

④生活安定のための制度の充実

市や国の手当の支給、在宅介護を支援する助成制度や、各種在宅福祉サービスの充実を図り、介護者の経済的負担の軽減に努めます。

⑤在宅生活を支えるサービスの充実

ニーズを的確に把握し、障がいのある人一人ひとりの日常生活を支えるための在宅福祉サービスの充実を図ります。在宅生活を支えるために、「障がい者等一時ケアセンター」では、短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行い、障がいのある人とご家族を支援します。また、短期入所事業所を運営する事業者に対する運営費補助を継続し、短期入所事業所の円滑な運営を促進します。

緊急時支援事業のあり方について検討していきます。

主な事業

事業名	障がい者福祉サービス利用支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額の全額または一部を助成します。

事業名	各種手当の支給
担当課	障がい福祉課
内容	市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手当等の支給を行います。 国の手当として、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給もを行います。

事業名	障がい者在宅介護支援事業（一時介護委託料等助成）
担当課	障がい福祉課
内容	疾病その他の理由により、障がいのある人を居宅において、介護することが一時的に困難となった場合に、介護を有料で一時的に委託した時の一時介護委託料等を助成します。

事業名	障がい福祉ガイドブック
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人およびその家族に向けた情報提供の一環として、各法令や条例等で定められている福祉制度のあらましを掲載した冊子の配布と電子書籍を作成するとともに、ホームページにも情報を掲載します。

事業名	地域生活支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等を行います。

事業名	日常生活支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がい者緊急時支援事業、寝具乾燥消毒事業、紙おむつ給付事業、ストマ用装具費用助成、出張理髪費用助成、はり・きゅう・マッサージ費用助成、給食サービス事業等を行います。

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会（障がい福祉サービスの充実）
担当課	障がい事業課
内容	人材の確保等、地域生活支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金
担当課	障がい事業課
内容	医療的ケアを行うことができるヘルパーの不足を解消するため、研修に係る経費を補助します。

事業名	緊急時支援事業
担当課	障がい事業課
内容	重度の身体障がいまたは知的障がいのある人に対し、緊急の通報を受けた場合に居宅に支援員を派遣し、必要な支援を行います。今後も、求められる緊急時支援事業のあり方について検討していきます。

事業名	障がい者等一時ケアセンター
担当課	障がい事業課
内容	短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
担当課	障がい福祉課
内容	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便性を図るため、用具の購入費用の一部を助成します。

事業名	障がい福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助し、人材の確保と離職の防止を図ります。

事業名	地域生活支援拠点（※）の整備
担当課	障がい事業課
内容	国の基本指針に基づき、平成32年4月までに東野地区に地域生活支援拠点を整備します。

事業名	障がい者短期入所事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、短期入所事業所の円滑な運営を促進します。

※地域生活支援拠点…居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の拠点。第5期障害福祉計画に係る基本方針において、平成32年度末までに整備することを基本としている。

(3) 日中活動の場の充実

現状と課題

「障がい者福祉センター」や「身体障がい者福祉センター」において、生活介護や自立訓練などを実施するとともに、民間事業者の参入を促進し、重度の障がいのある人の日中活動の場の充実に取り組んできました。また、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などを運営する民間の事業者が、国の基準を超える人員配置、環境整備を行い、重度障がい者を支援した場合に運営費補助を行い、質の高いサービスの提供を促進しました。

障がいのある人の福祉サービスに対するニーズは多様化しており、障がい者団体等のヒアリング調査では、「休日や土日に利用できるサービスがあるとよい」、「肢体不自由児が利用できる日中一時支援事業所が少ない」、「成人してから運動できる場や機会があるとよい」などの意見が上がっています。

今後も、日中活動の場を確保するため、計画的な整備が必要です。

取り組みの方向性

①既存の日中活動の場の充実

「障がい者福祉センター」、「身体障がい者福祉センター」を中心として、質の高いサービスを提供するとともに、民間事業者への運営費補助も継続し、重度の障がいのある人の日中活動の場の充実を図ります。

「身体障がい者福祉センター」で、医療的ケアを提供します。

「ソーシャルサポートセンター」、「身体障がい者福祉センター」で、障がいのある人の余暇活動、生産活動、創作的活動等を提供します。

特定地域活動支援センター経営事業費補助事業により、地域活動支援センターの機能強化を継続します。

②日中活動の場の整備

高等学校の卒業生等が安心して進路を選択することができるよう、障がい者福祉計画に基づき、今後の卒業生の人数に応じて計画的に整備します。

総合福祉センターなどの既存施設の狭隘化や老朽化、また国の基本指針に対応するため、障がい者のショートステイ及び短期入所の機能を有する地域生活支援拠点、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年4月までに東野地区に整備します。

主な事業

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、休日や夜間を含めた生産活動や創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センター(※)Ⅰ型の事業を行います。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。

事業名	身体障がい者福祉センター
担当課	障がい事業課
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センター(※)Ⅱ型の事業を行います。痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	ソーシャルサポートセンター
担当課	障がい事業課
内容	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供など地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

事業名	障がい者福祉センター
担当課	障がい事業課
内容	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。

事業名	東野複合福祉施設の整備
担当課	障がい事業課
内容	地域生活支援拠点と併せて、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年4月までに東野地区に整備します。

※地域活動支援センター…創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進する取り組みを行う障がいのある人が通うための施設。

Ⅰ型—専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

Ⅱ型—地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

(4) 住まいの場の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で暮らしていく上で、住まいの確保は重要であり、市ではこれまで、事業者への補助金の交付などにより、グループホームの整備や円滑な運営の促進に取り組んできました。

アンケートでは、「持ち家」が63.7%で6割以上を占めており、自宅での居住環境の向上に資する取り組みも重要と考えられます。

また、将来の希望する暮らし方について、「ひとり暮らし」が最も多く、次いで「グループホーム」、「施設など、大勢の人と一緒に暮らし」となっており、障がい者団体等のヒアリング調査においては親亡き後の住まいへの不安を挙げる人が多くなっています。

グループホームについては、「数の整備だけではなく、需要と供給を把握し、内容や世話人が充実した施設を作ってほしい」などの意見が上がっています。

一方、精神障がいや発達障がいの団体からは、「グループホームの共同生活は難しいので、ひとり暮らしをしながら支援を受けたい」などの意見もあり、引き続きグループホームの拡充を図るとともに、多様な住まいの確保への支援が必要になっています。

また、平成32年4月までに、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備していきます。

取り組みの方向性

①グループホームの機能を有する地域生活支援拠点の整備

自立支援協議会等において具体的な機能を協議し、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応など居住支援のための機能を持ち、地域の実情に応じた「地域生活支援拠点」を平成32年4月までに整備し、家族との同居、ひとり暮らし、グループホーム等、一人ひとりが希望する地域生活を支援します。

②グループホームの拡充

整備費用補助を継続し、家庭的な少人数のグループホームの拡充を図ります。

より質の高いサービスが提供できるよう運営費補助、重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、グループホームの充実を図ります。障がいのある人が、一時的にグループホームを利用した場合の経費を補助する地域生活体験事業補助を継続し、地域移行の推進を図ります。

既存の補助事業では対応しきれていない重度な障がいのある人、行動援護を必要とする人、医療的ケアが必要な人の住まいについて、また、障がいの特性に配慮したグループホームのあり方について自立支援協議会を中心に検討します。

③住宅関係支援の充実

身体に障がいのある人に対し、住宅改修費用の助成を行い、日常生活の利便性を図ります。

市営住宅の入居募集に当たっては、高齢者・障がい者世帯等については一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮するとともに、応募要件を高齢者や障がい者等の特枠世帯に限定する等の優遇策を講じています。

また、民間住宅市場で入居制限を受けやすい高齢者・障がい者世帯等の居住の安定を確保するため、住宅セーフティネットに関する施策の構築を図ります。

転居・入居時及び既存住宅の改善への支援を行います。

④入所施設の支援

市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」が運営する「もくせい園」（鎌ヶ谷市）、「やまぶき園」（市川市）の運営の充実を図るための支援をします。

主な事業

事業名	障がい者在宅介護支援事業（住宅改造費用助成）
担当課	障がい福祉課
内容	身体に障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図ります。

事業名	障がい者在宅介護支援事業（住み替え家賃等助成）
担当課	障がい福祉課
内容	民間の賃貸住宅に居住している身体に障がいのある人、知的障がいのある人を含む世帯が、取壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成します。

事業名	グループホーム入居者家賃助成
担当課	障がい福祉課
内容	グループホームの家賃の一部を助成します。

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会（住まいの充実）
担当課	障がい事業課
内容	住まいに関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	南台五光福祉協会
担当課	障がい事業課
内容	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援します。

事業名	障がい者グループホーム運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行います。 また、一時的な利用者の受け入れに対しては、地域生活体験事業として運営費を補助します。

事業名	障がい者グループホーム整備事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	グループホームの整備費用等に対して補助を行います。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	

事業名	地域生活支援拠点の整備	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	国の基本指針に基づき、平成 32 年 4 月までに東野地区に地域生活支援拠点を整備します。	

3 保健・医療の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見

現状と課題

がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の生活習慣病を原因とした障がいが増加する中、市では、各種健（検）診等を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めています。

また、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期療育のために乳幼児健康診査の充実を図り、各種健（検）診等の未受診者の解消に努めてきました。

取り組みの方向性

①障がいの原因となる疾病等の予防の促進

健康的な生活習慣を実践し、生活習慣病等を予防するために、健康情報の発信や健康教育・健康相談の充実を図ります。

また、がんの予防や早期発見、がん患者の支援の充実のため「(仮称)がん対策条例」を制定します。

②障がいの原因となる疾病等の早期発見体制の充実

低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等の充実と、医療機関や「市川健康福祉センター（保健所）」との連携を図ります。未熟児訪問指導等を行い、出生早期から積極的な関わりを行います。乳幼児健康診査の充実と、「市川健康福祉センター（保健所）」と低体重出生児、慢性疾患のある乳児に対する相談・指導について連携を図ります。また、1歳6か月児健康診査内で「かおテレビ」を利用し、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めます。

また、各種がん検診や肝炎検査、特定健康診査や後期高齢者健康診査を実施し、がんや生活習慣病の早期発見に努めます。

③障がいの早期対応の促進

乳幼児健康診査でことばや情緒面の発達の心配がある子どもに対し、子育て相談や「のびのびクラス」（1歳6か月児健診等事後指導教室）で発達をうながすための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては、「こども発達センター」等の療育機関につなげていくよう努めます。

主な事業

事業名	各種健（検）診
担当課	健康増進課
内容	特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診、肝炎ウィルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期発見します。また、がんの予防や早期発見、がん患者への支援の充実のため、（仮称）がん対策条例の制定の中で、各種の健（検）診における受診率向上に向け、受診しやすい環境の整備に取り組みます。

事業名	妊婦健康診査
担当課	健康増進課
内容	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保を図り、低体重出生等の予防を図ります。

事業名	未熟児養育医療
担当課	健康増進課
内容	入院を必要とする身体が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を給付します。

事業名	乳幼児健康診査
担当課	健康増進課
内容	乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査において、発達に心配のある児を早期発見し、適切な機関との連携を行います。

関連施策・計画

健康うらやす21（第2次）

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

アンケートでは、暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「保健・医療サービスの充実」が29.7%と最も高くなっています。また、障がい者団体等のヒアリング調査においては、医療機関での障がいに対する理解、障がい特性に応じた医療機関の充実・情報提供、訪問による医療サービスの提供など、医療機関の充実を求める声等が挙がっています。

保健・医療・リハビリテーションの充実は、障がいのある人の生活にとって重要な要素となっています。

また、国の第5期障害福祉計画に係る基本指針においては、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が目標として掲げられています。

今後も、保健サービスや医療を有効利用し、障がいのある人の生活の質を高めるとともに、保健・医療・リハビリテーションの充実を図る必要があります。

取り組みの方向性

①在宅サービスの充実

在宅療養が必要になっても安心して在宅生活を送るための保健福祉サービスの充実を図ります。また、保健師・歯科衛生士等による訪問指導等の保健事業の充実を図ります。

精神に障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、ソーシャルサポートセンターにおいて訪問看護事業を行います。

居宅介護事業所等に対し、ヘルパーが医療的ケアを行うための研修を受講した場合の経費について補助を行います。

②保健・医療・福祉の連携体制の構築

在宅療養者が安心してケアを受けられるために、支援する多職種が連携しやすい環境整備に取り組みます。

市川・浦安地域精神保健福祉連絡協議会において、関係機関との連携を図ります。また、難病疾患者が家庭で安心して療養生活を送れるようにするための支援策として、「市川健康福祉センター（保健所）」、「難病相談支援センター」等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図ります。

また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していきます。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るための協議の場を設置します。

③受診機会の拡充

社会参加等促進事業やコミュニケーション手段などの充実等を図り、受診機会の拡充に努めます。

移動支援では、病院や診療所内での移動や医療機関から他の医療機関への移動なども支援します。

④医療費の助成

医療費助成制度を継続し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。

重度障がい者医療給付金は、申請手続き等の利便性の向上の観点から、千葉県医療機関を受診する場合には、窓口を受給券を示すことで自己負担を軽減する「現物給付」としてしています。

各種医療費助成制度を周知し、その利用を促進します。

⑤医療的ケア実施機関の拡充

補助事業により事業者の側面的支援を行い、痰の吸引や経管栄養等を必要とする障がいのある人の通所先の確保を促進します。

「身体障がい者福祉センター」及び「障がい者等一時ケアセンター」で、医療的ケアを提供します。

医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校等を看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。

⑥リハビリテーションの拡充

「身体障がい者福祉センター」の自立訓練事業（機能訓練）、地域活動支援センター事業の機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。

また、「医療等関連機能ゾーン」と位置付けされている高洲七丁目2番街区の敷地に誘致するリハビリテーション病院については、民設民営で事業を運営する事業者を選定しました。今後は、選定事業者が建設するリハビリテーション病院を中心に、急性期から在宅復帰するに当たりリハビリや地域包括ケアなどを行っていきます。さらに、高次脳機能障がいについても、リハビリ病院との連携をはかっていきます。

主な事業

事業名	難病者見舞金
担当課	障がい福祉課
内容	「千葉県特定医療費支給認定実施要綱」及び「千葉県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱」に指定された疾患による入院・通院に対し見舞金を支給します。

事業名	自立支援医療（育成医療）
担当課	障がい福祉課
内容	身体に障がいのある18歳未満の児童が、手術などの治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費の助成や補装具の支給を行います。

事業名	自立支援医療（更生医療）
担当課	障がい福祉課
内容	18歳以上の身体障害者手帳を持つ人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防いだりする医療を受ける際の医療費を助成します。

事業名	自立支援医療（精神通院医療）
担当課	障がい福祉課
内容	精神疾患により継続した通院医療が必要であることが認められた場合、その治療についての医療費を助成する事業の申請受付及び周知を行います。

事業名	医療費助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	重度障がい者医療費、精神障がい者入院費の助成を行います。特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾患医療費助成（保健所事業）の周知を行います。

事業名	地域生活支援事業（移動支援事業）
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。

事業名	重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を助成します。

事業名	身体障がい者福祉センター（機能訓練、医療的ケアの提供）
担当課	障がい事業課
内容	<p>自立訓練（機能訓練）、地域活動支援センターの機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。</p> <p>痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。</p>

事業名	障がい者等一時ケアセンター	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	<p>短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行います。</p> <p>痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。</p>	

事業名	在宅ケアサービス推進事業
担当課	健康増進課
内容	<p>介護保険や障がい者福祉のサービス利用対象外となった末期がん患者に対して、訪問介護や福祉用具貸与などの居宅サービスを利用した際の費用の一部を助成します。</p> <p>通院が困難な方に対し、在宅歯科訪問診療を含む口腔機能の向上を推進します。</p>

事業名	学校等における巡回訪問看護事業
担当課	教育研究センター・保育幼稚園課・青少年課
内容	<p>医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。</p>

事業名	リハビリテーション病院整備
担当課	健康増進課
内容	現在、浦安市が属する東葛南部圏域において、回復期機能を有した病床が不足しており、市内には全くない状況から、「医療等関連機能ゾーン」と位置付けされている高洲七丁目2番街区の敷地に、リハビリテーション病院を誘致するため、民設民営で事業を運営する事業者を公募により選定しました。

事業名	ソーシャルサポートセンター（訪問看護事業）
担当課	障がい事業課
内容	ソーシャルサポートセンターの登録者で、訪問看護事業の派遣の決定を受けた人に、健康保険法に基づく訪問看護に関する事業を実施します。

関連施策・計画

健康うらやす21（第2次）

4 子どもへの支援の充実

(1) 就学前療育・教育の充実

現状と課題

生まれながらにして、あるいは幼い時から障がいのある子どもにとっては、その障がいの影響を小さくしたり、その子の発達を促し能力を育てたりするために、できるだけ早期から周囲の理解を得ながら適切な療育や教育を受けることが重要です。

そのため、本市では、就学前の子どもについては早期から療育を受けられるように、こども発達センターおよび健康増進課での意見書の発行をもって、障害児通所支援の支給決定を行っています。また、こども発達センターでは、発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行っています。

保育所や幼稚園、認定こども園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもを受け入れています。

アンケートの自由意見では、「幼児期から療育を受け、困り感が改善された」という意見も上がっています。また、こども発達センター利用児を対象に行ったニーズ調査では、社会性とコミュニケーションの力・生活スキルの向上に加え、学習支援に対する要望が多く挙げられました。

発達に心配のある子どもに対しては、今後も早期に適切な療育を提供する体制の充実を図ることが必要です。

取り組みの方向性

①療育支援体制の充実

こども発達センターでは、中核的な療育支援の施設として、今後も引き続き、地域全体への療育支援機能の強化・充実を図っていきます。

痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子どもが母子分離の集団療育を受けられるようにするために、看護師による医療的ケアを実施していきます。

また、児童発達支援事業者等と連携し、地域の療育支援体制の充実を図ります。

②連携体制の強化

障がいのある子どもへの支援の充実を図るための協議を行う「自立支援協議会こども部会」をはじめ、福祉担当課、こども発達センター、教育委員会、当事者団体、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、児童相談所等の関係機関による連携の強化を図ります。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るための協議の場を設置します。

各機関での支援計画の作成を推進し、一人ひとりの教育的ニーズや支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」を活用しながら、就学前療育（教育）から就学後療育（教育）へのスムーズな移行や親と子どもの支援体制の充実など、療育及び教育体制の充実を推進していきます。

③保育園、幼稚園における支援体制の整備

保育園や幼稚園、認定こども園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもが在籍する保育園、幼稚園等を看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。

施設については、障がいのある子どものニーズに応じて、スロープやトイレ、エレベーター等の設備や生活環境を整えるための備品等の整備について検討していきます。

主な事業

事業名	自立支援協議会・こども部会
担当課	障がい事業課
内容	障害者総合支援法に基づく自立支援協議会を円滑に処理するために置く部会で、子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	障がい者福祉推進事業（サポートファイル、知識の普及・啓発）
担当課	障がい事業課
内容	サポートファイルの作成・配布、発達支援講演会の開催等をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。

事業名	こども発達センター
担当課	こども発達センター
内容	発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行うと共に、児童発達支援センターとして保育所等訪問支援等、地域に対する支援事業を行います。

事業名	まなびサポート事業	【再掲】
担当課	教育研究センター	
内容	<p>特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。</p> <p>また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員等の資質・力量の向上を図ります。</p>	

事業名	保育園の利用支援の充実
担当課	保育幼稚園課
内容	障がいのある子どものニーズに応じて、保育所、幼稚園のスロープやトイレ、エレベーター等の設備や生活環境を整えるための備品等の整備について検討し、事業を進めます。

事業名	学校等における巡回訪問看護事業	【再掲】
担当課	教育研究センター・保育幼稚園課	
内容	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	

事業名	要保護児童対策地域協議会	
担当課	こども家庭支援センター	
内容	要保護児童対策の充実のため、関係する機関の代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな支援を行います。	

関連施策・計画

子ども・子育て支援総合計画



サポートファイルうらやす

(2) 就学後療育・教育の充実

現状と課題

障がいのある子どもに対する教育については、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善又は、克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。

特別な教育的支援を必要とする子どもが、授業がわかる、参加している、達成感があると感じる事が大切です。そのために、生きる力を身につけていける授業を行い、多様で柔軟な仕組みを整えることが重要です。

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子どもだけでなく、通常の学級で学ぶ子どもも対象になります。本市では、これまでも心身障がい児補助教員・支援員を配置するとともに、インクルーシブ教育システム構築に向け、ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境の充実に努めてきました。

また、青少年サポート事業では、発達が気になる児童や生徒が、個々の特性に配慮された環境の中で教育を受けられるよう、学校に対する支援を行ってきました。

障がい者団体等のヒアリング調査では、「障がいについて、学校全体で理解してほしい」、「子どもが望む形で、個々に対応した教育支援をしてほしい」などの意見が挙がっています。

今後も、特別支援学級や通常の学級の担任、通級指導教室の担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員等、教職員全体が、障がい及び障がいのある子どもに対する理解を深め、障がい等の状態に配慮した教育を推進し、支援体制の充実を図る必要があります。

アンケート調査では、「就学後の療育が少ない」などの意見が挙がっています。また、障がい者団体等のヒアリング調査では、放課後等デイサービスや日中一時支援については、「土・日・祝日も利用したい」「さまざまな内容でニーズに対応してほしい」「重度障がい児や肢体不自由児が利用できる事業所が少ない」など、支援の充実が求められています。

取り組みの方向性

①特別支援教育の充実

通常の学級及び特別支援学級において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望を尊重した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及び活用に関する助言を行い、きめの細かな指導や支援ができるよう努めます。

学校、教育委員会、福祉関係機関等は、特別支援教育の基本的な考え方の理解を深め、互いに連携を図ります。

また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実を図るため、特別支援学級の整備や、浦安市内への県立特別支援学校の誘致を推進します。

医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。

②教職員の資質・力量の向上

研修会等を通じ、特別支援学級や通常の学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員等の資質・力量の向上を図ります。また、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対する理解を深め、特別支援教育を学校全体で推進するため、校内委員会を設置しています。

青少年サポート事業では、発達が気になる児童や生徒が、個々の特性に配慮された環境の中で教育を受けられるよう、学校と連携を図っていきます。

③多様な学びの場の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実を図り、個々の子どもの持てる力を最大限に伸ばす環境づくりや個に応じた適切な支援の提供に努めます。

特別支援学級 小学校 1 校設置 中学校 9 校全校設置

平成 32 年度に、小学校に 1 学級設置予定

通級指導教室 「ことばときこえの教室」 2 校設置（小学校 2）

「LD・ADHD等の通級指導教室」 4 校設置
（小学校 3、中学校 1）

「県立船橋特別支援学校のサテライト教室（視覚）」

「県立船橋・船橋夏見特別支援学校通級指導教室（肢体不自由）」

【平成 29 年度末現在】

④教材教具の充実

保護者や関係機関と連携をとりながら、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた教材の種類・内容・質についての充実を図ります。

⑤学校設備・備品の整備

児童・生徒の教育的ニーズに応じて、スロープや多機能トイレ、エレベーター等の設備や学習環境を整えるとともに備品等の整備を進めます。

⑥特別支援学校の通学支援

本市の学区である市川特別支援学校高等部への自力通学が困難な生徒を支援するため、県に対し、市内への分校・分教室の設置及びスクールバス運行の拡充を働きかけるとともに、県が事業を実施するまでの間、通学支援事業を実施します。

市川特別支援学校高等部へ自力通学する生徒が通学に慣れるまでの間、ボランティアが横に付き添い、見守りを行うことで、自力通学を促進します。

⑦インクルーシブ教育システム構築と特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念のもと、全学的な支援体制（基礎的環境整備）を整え、障がいの有無にかかわらず、子どもの持てる力を最大限に伸ばす学習環境づくりや個に応じた適切な支援（合理的配慮）の提供を行い、一人ひとりの学びを支える特別支援教育を推進しています。

すべての子どもが、授業がわかる、参加している、達成感があると感じ、生きる力を身につけていける授業を行えるよう、教職員の指導力の向上を図ります。

⑧放課後や長期休業中の支援の充実

放課後等デイサービス、青少年サポート事業、日中一時支援等、放課後や夏休み等の長期休業中に、生活能力向上のための訓練を受ける機会の拡充や、放課後等の居場所づくりを推進します。また、青少年サポート事業において、土曜日にサービスを提供するとともに、市内の放課後等デイサービス、日中一時支援等での休日のサービス提供を促進します。

児童育成クラブにおいて、必要に応じて支援員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

主な事業

事業名	特別支援学校通学支援事業	
担当課	障がい事業課	
内容	市川特別支援学校高等部に通う自力通学が困難な生徒に対して、必要に応じて送迎バスを運行し下校の支援を行います。また、市川特別支援学校高等部生徒の通学時、ボランティアが横に付き添い、見守りを行います。	
事業名	青少年サポート事業	
担当課	障がい事業課	
内容	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図ります。	
事業名	特別支援教育就学奨励費	
担当課	学務課	
内容	市内の特別支援学級および通常学級に在籍する児童・生徒（学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒）の就学に関して、経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。また通級教室利用者には交通費の一部を援助します。	
事業名	まなびサポート事業	【再掲】
担当課	教育研究センター	
内容	<p>特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。</p> <p>また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員の資質・力量の向上を図ります。</p>	

事業名	通級指導教室
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援が必要である子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたプログラムを組み、個別または小集団で指導を行い、成長を促します。

事業名	児童育成クラブの利用支援の充実
担当課	青少年課
内容	小学校1～4年生までの児童と、療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を受け入れています。障がいのある児童が安全で安心して楽しく生活できるよう支援しております。

事業名	学校等における巡回訪問看護事業	【再掲】
担当課	教育研究センター・青少年課	
内容	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	

事業名	県立特別支援学校分校誘致の推進
担当課	教育政策課・障がい事業課
内容	市内でのニーズ調査を踏まえ、浦安市内への県立特別支援学校の誘致を推進します。

関連施策・計画

教育ビジョン

(3) 就学・進学相談の充実

現状と課題

平成25年9月の学校教育法施行令の施行により、従来の就学先決定の仕組みから、本人と保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先を決定する仕組みに改められました。

市では、これまでも教育研究センターのまなびサポート事業において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学相談を受けてきました。

アンケートでは、暮らしやすくするために充実してほしいこととして、「就学・進路指導の充実」が18歳未満で62.0%となっています。

今後も、特別な教育的支援を必要とする子どもの持てる力を最大限に伸ばすことができるように学習環境を整え、子どもや保護者がより良い学校を選択できるように必要な情報を提供していくことが重要です。

そして、本人や保護者の希望を尊重した就学相談に努め、就学後も継続した丁寧な相談を実施していきます。

取り組みの方向性

①就学相談体制の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望等を尊重しながら、子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談に努めます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、教育と福祉、医療等の関係機関との連携を図ります。

②進路選択の充実

小・中学校修了後の就学に向けて、本人・保護者の希望を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、より良い進路選択ができるよう努めます。就学説明・相談会や学校見学などを実施し、進路選択の機会の充実を図ります。

児童・生徒の就学進路先の学校や企業、福祉関係機関等と情報交換や連携を行い、子どもの状況把握に努めます。

主な事業

事業名	まなびサポート事業	【再掲】
担当課	教育研究センター	
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員等の資質・力量の向上を図ります。	

関連施策・計画

教育ビジョン

(4) ライフステージを通じた支援の推進

現状と課題

「自立支援協議会 こども部会」では、ライフステージを通じた支援ツールである「サポートファイル」活用の促進について検討し、必要とする人へ配布を行い、切れ目のない支援に取り組んできました。また、「青少年サポート事業」では、就学からおおむね 25 歳までの発達障がいのある人や発達障がいの心配のある人に対する途切れのない支援の充実を図りました。

障がい者団体等のヒアリング調査では、成人までの一貫した相談支援等を求める声が挙がっています。障がいや発達に心配のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。

今後は、保健・医療・福祉・保育・教育、また障がい児通所事業所の連携等をさらに強化し、個々に応じた適切な相談支援等、療育を実施する体制の強化を図る必要があります。

取り組みの方向性

①支援体制の充実

「自立支援協議会こども部会」において、障がいのある子どもへの支援の充実について協議を行い、ライフステージを通じた途切れのない支援の推進を図るとともに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るための協議の場を設置します。

また、児童発達支援センターとしての機能を持った「こども発達センター」を中心に、福祉担当課、教育委員会、当事者団体、障害児通所支援事業所など、関係者による連携の強化を図ります。

②サポートファイルの活用の推進

「サポートファイル」の配布を進めるとともに、障害福祉サービス事業所等や関係機関への周知・活用を促進し、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた途切れのない一貫性のある支援に努めます。

主な事業

事業名	自立支援協議会・こども部会	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	障害者総合支援法に基づく自立支援協議会を円滑に処理するために置く部会で、子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	

事業名	障がい者福祉推進事業（サポートファイル、知識の普及・啓発）	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	サポートファイルの作成・配布や、発達講演会等の開催をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。	

事業名	青少年サポート事業	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図ります。	

関連施策・計画

子ども・子育て支援総合計画、教育ビジョン

5 雇用・就労支援の推進

(1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人が自分らしく働くことは、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。改正障害者雇用促進法では、平成28年度から、雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的配慮の義務が定められました。

「障がい者就労支援センター」では、複合施設である「ワークステーション」の機能を生かし、福祉的就労から一般就労への移行、市内外の企業や事業所への就職及び定着支援、就労が困難となった場合の再訓練や離職者支援などの就労支援に取り組んできました。

アンケートでは、暮らしやすくなるために、充実してほしいこととして、「障がい者雇用の推進」が24.7%と割合が高くなっており、働くために必要なことは、「障がいに合った仕事であること」が24.9%、「勤務時間や日数を調整できること」が24.1%、「周囲が障がいに対して理解があること」が23.3%と割合が高くなっています。

今後も、障がいのある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図っていきます。

取り組みの方向性

①市及び関連機関での雇用の促進

市及び市の関連機関が率先して障がいのある人の雇用の拡大を図ります。また、市の採用試験のいずれの試験区分においても、受験にあたり合理的配慮を行っていきます。

②民間事業者での雇用の促進

自立支援協議会地域生活支援部会において、障がい者の就労に係る諸問題の解決に向けて協議を行います。

また、障がい者就労支援センターでは、障がいのある人と事業者の懸け橋となり障がいのある人の就労・雇用の支援を行うとともに、障がい者就労支援ネットワーク会議を定期的を開催し、行政、特別支援学校、ハローワーク等関係機関との連携を強化していきます。

③就労支援体制の充実と関係機関の連携

障がい者就労支援センターでは、障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう支援を行うとともに、障がいのある人を雇用している事業所等に対し、障がい者の就労の定着を図る支援を行うなど、障がいのある人と事業者との架け橋としての役割を積極的に担います。

主な事業

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会（就労の充実）
担当課	障がい事業課
内容	就労に関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	ワークステーション事業（市役所内）
担当課	障がい事業課
内容	市役所内にワークステーションを設置し、障がいのある人を非常勤職員として雇用し、就労の場を提供します。

事業名	就労支援センター事業
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。

事業名	雇用促進奨励金
担当課	商工観光課
内容	雇用機会の拡大並びに福祉の増進を図るため、市内に居住する高齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。

事業名	障がい者職場実習奨励金
担当課	商工観光課
内容	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。

(2) 福祉的就労の促進

現状と課題

福祉的就労は、一般就労へ移行するための場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障がいのある人の日中活動の場を担う点でも重要なものです。

市では、「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」により、毎年度調達目標金額を設定し、障がい者就労施設等からの物品等の優先的な調達を推進しました。また、就労支援事業所で構成された「浦安福祉事業体」において共同販売・共同受注を行い、就労の拡大に取り組みました。

アンケートでは、「設備の充実とできる仕事の種類を増やしてほしい。」「数の整備だけでなく、事業所や相談支援事業所が連携し、選択できるようにしてほしい。」「いろいろな訓練やステップアップができる場所があるとよい」などの意見があり、就労支援の充実や障がい特性に応じた職種を求める声が挙がっています。

今後も、福祉的就労の場の充実を図るとともに、就労訓練の場の提供など多様な就労支援の取り組みを充実することが必要です。

取り組みの方向性

①福祉的就労の場の充実

市役所や公共施設内にある喫茶店や食堂を障がいのある人が働ける場として提供し、福祉的就労の場の確保に努めます。

重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、重度な障がいのある人の福祉的就労の場の充実に努めます。

②就労施設等の受注・販売の拡大

「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、市及び関係機関からの発注の促進に努めるとともに、定期的な販売の機会や販路の拡大を図り、引き続き工賃向上に取り組みます。

主な事業

事業名	知的障がい者職親委託事業
担当課	障がい事業課
内容	知的障がいのある人に対して、一定期間職親が生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場定着性を高めます。

事業名	うらやす市ハンドメイドBOOK
担当課	障がい事業課
内容	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し、配布します。

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、休日や夜間を含めた生産活動や創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センター I 型の事業を行います。	

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	重度な障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	

事業名	身体障がい者福祉センター	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。	

事業名	ソーシャルサポートセンター	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供など地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。	

事業名	障がい者福祉センター事業	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。	

6 生活環境の整備

(1) 歩行空間・建築物の整備

現状と課題

市では、新庁舎の建設にあたり、障がい者団体等との意見交換会を実施し、多目的トイレの設置やエントランスの音声案内などユニバーサルデザインに配慮した庁舎としました。(平成28年6月完成)。

また、まちづくりの指針となる「都市計画マスタープラン」の基本理念の一つに「人間尊重のまちづくり」を掲げています。

団体等のヒアリングでは、店などへのスロープやエレベーター、多目的トイレ・駐車場の設置の促進が求められています。

障がいのある人にとって暮らしやすい生活環境の実現に向けて、今後も、市の施設、民間の公共公益施設、道路等において、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを行うことが必要です。

取り組みの方向性

①道路環境・交通安全施設の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、災害復旧とあわせて、誘導ブロックの復旧や道路の整備を行っていきます。

また、自転車駐車場の整備、放置自転車対策に努めるとともに、自転車利用のルール周知など交通安全教育の充実にも努めます。音響信号等の設置について、必要に応じて公安委員会に要望します。

②公共施設等の整備

公共施設の新築や改修の際はユニバーサルデザインに配慮します。公園の入り口の段差解消、車止め問題の解決、多機能トイレの設置等の整備に努めます。

③法令等の順守及び指導

不特定多数の人が利用する建築物等で、一定の基準を満たしたものについては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を促進していきます。

主な事業

事業名	道路等復旧事業
担当課	道路整備課
内容	災害復旧とあわせて、誘導ブロックの復旧や道路の整備を行います。

事業名	東野複合福祉施設の整備	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	地域生活支援拠点と併せて、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年4月までに東野地区に整備します。	

関連施策・計画

高齢者保健福祉計画

(2) 移動・交通手段の整備

現状と課題

アンケートでは、外出する時の主な交通手段は「徒歩」(62.9%)に次いで、「バス」(45.2%)、「電車」(44.8%)の利用が多く、バスや電車の利便性と安全性の向上は障がいのある人の日常生活において重要な要素です。

また、障がい者団体等のヒアリング結果では、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由の団体から、公共交通機関のバリアフリー化や安全・利便性の向上についての要望や意見が挙がっています。

今後も引き続き、JR京葉線新浦安駅・舞浜駅へのホームドアの設置を要望するなど、公共交通機関の福祉対応の促進に取り組んでいく必要があります。

取り組みの方向性

①移動手段及びサービスの充実

路線バスやタクシーの利用と自家用車等への支援、車両の貸し出しや移動支援等の外出支援サービスの充実により、外出を促進します。

市内バス路線のネットワークのさらなる充実を図るため、ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」を1路線新設し、3路線を運行します。

②交通機関の福祉的対応の促進

鉄道駅、バス停留所等のバリアフリー化や、バス停留所の障がいのある人に対応した点字案内板、音声発生装置等の整備を事業者に働きかけます。

鉄道利用者のホームでの安全性を確保するため、引き続きJR京葉線新浦安駅・舞浜駅へのホームドアの設置を要望していきます。

通院や買い物などの日常生活の利便性を向上するための路線バスの充実ならびにノンステップバスの導入やバリアフリー対応をバス事業者に働きかけるとともに、ノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します。

主な事業

事業名	地域生活支援事業（移動支援事業）	【再掲】
担当課	障がい福祉課	
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。	

事業名	自動車運転免許取得費用助成事業	
担当課	障がい福祉課	
内容	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得費用の助成をします。	

事業名	自動車改造費用助成事業	
担当課	障がい福祉課	
内容	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車改造費用の助成をします。	

事業名	福祉タクシー利用料金助成	
担当課	障がい福祉課	
内容	タクシーを利用する場合の利用料金の一部を助成するとともに、福祉タクシー協力機関に対し、協力費を交付します。	

事業名	バス・鉄道共通ICカード利用助成	
担当課	障がい福祉課	
内容	バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成します。	

事業名	自動車燃料費助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	重度な障がいのある人等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成します。

事業名	リフト付き大型バス事業
担当課	障がい事業課
内容	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。

事業名	浦安市バス利用促進等総合対策事業補助金
担当課	都市政策課
内容	バス事業者が実施するノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します。

事業名	コミュニティバス事業
担当課	都市政策課
内容	ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。

関連施策・計画

高齢者保健福祉計画

(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、地域ぐるみの防犯への取り組みや、災害時の協力・支援体制の構築が求められています。

市では、東日本大震災後、民間の福祉サービス事業者等と協定を結び、福祉避難所の拡充や、ヘルパーの確保、福祉用具の供給の確保を行ってきました。

アンケートでは、災害に備えての準備について、「家族や介助者と連絡を取り、必要なものを持って、避難所へ行くことができる」は2割にとどまり、「準備はしているが万全ではない」「準備することができない」「何を準備すればいいかわからない」が合わせて66%を占めています。また、障がい者団体等のヒアリング調査でも、避難するときや避難所での環境整備や配慮、薬などの避難生活での必要な物資などへの不安を抱える意見が多く挙がっています。

今後は、災害時要援護者の迅速な避難支援や安否確認、円滑な福祉避難所の開設や運営を行うための取り組みが必要です。

取り組みの方向性

①災害時要援護者への支援

随時災害時要援護者名簿の更新、整備を行います。要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の情報発信料の助成や、災害時要援護者用バンダナの配布を行います。

②自主防災組織への協力

自主防災組織が実施する防災訓練や災害対策マニュアル等の作成に協力します。

災害が発生した際に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等が迅速に行えるよう、自主防災組織への災害時要援護者名簿の提供等を行います。

③福祉避難所の機能の強化および人材の確保

引き続き、災害時要援護者の二次的な避難所である福祉避難所の設置・運営を進めるとともに、災害時の福祉避難所の円滑な運営と機能の強化を図る取り組みを検討していきます。また、福祉避難所および在宅の要援護者宅へのヘルパーの派遣の協力を要請し、「災害時における介護支援に関する協定」を締結し、災害時の福祉人材の確保に努めます。

④福祉用具の備蓄

福祉避難所の充実を図るため、「災害時における福祉用具等の供給に関する協定」を締結し、災害時の福祉用具の供給ルートを確保します。

「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した事業者へ、福祉避難所用物資や器材の備蓄に対する補助を行います。

⑤防災意識の向上の推進

防災講演会等を通じて、支援者および要援護者双方の防災意識の向上に取り組めます。

市庁舎及び関係施設の防災訓練に障がいのある人の避難誘導訓練を取り入れていきます。また、市の総合防災訓練において、要援護者支援体験や障がいの理解の啓発などを行います。

⑥緊急通報装置等の充実

緊急時の24時間応答が可能な「緊急通報装置」の貸与事業の周知を図ります。

聴覚や言語等に障がいのある人が、携帯電話（スマートフォンを含む）のインターネット通信機能を利用して簡単に救急車や消防車の出動要請が出来る「緊急通報システムNET119」の利用を促進します。また、110番通報についても、浦安警察署と連携し、ファクスによる通報受けを支援しています。

主な事業

事業名	U コミサポート事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいのある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。

事業名	緊急通報装置の貸与
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与します。

事業名	災害時要援護者支援事業
担当課	社会福祉課・障がい福祉課
内容	要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行います。

事業名	福祉避難所支援事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行います。

事業名	救急メディカル情報支援事業
担当課	障がい事業課・健康増進課・消防本部警防課
内容	<p>聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配布しています。</p> <p>救急車には、具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型のカードを搭載しています。</p> <p>緊急連絡先やかかりつけ医などの医療情報等を入れて冷蔵庫に保管することができる「救急医療キット」を配布しています。</p>

事業名	自主防災組織育成事業
担当課	防災課
内容	<p>災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、防災研修会の開催及び自主防災組織が行う事業や資機材等を購入した際の費用の一部を補助し、活動の支援を行います。</p>

事業名	緊急通報システムNET119
担当課	消防本部警防課
内容	<p>聴覚または言語等に障がいのある人等が、携帯電話（スマートフォンを含む）のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを導入しています。</p>

事業名	災害時要援護者用バンダナの配布
担当課	障がい事業課
内容	<p>外見からは支援が必要であることがわからない障がいのある方、意思表示が難しい方が、災害時に支援が必要であることを伝えられるバンダナを配布します。</p>

事業名	障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金
担当課	障がい事業課
内容	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防火安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要な経費について補助を行います。

事業名	総合防災訓練
担当課	障がい事業課
内容	市の総合防災訓練において、肢体不自由や視覚に障がいのある人、聴覚過敏など様々な障がい特性の体験や支援体験を取り入れた避難所運営訓練や、高齢者や障がい者の災害時の支援に関する展示を行います。

関連施策・計画

高齢者保健福祉計画

地域防災計画



うらやす災害時要援護者用バンダナ

7 自立と社会参加の促進

(1) 余暇活動の促進

現状と課題

アンケートでは、現在何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしているかについて、「していない」が 44.6%で、「している」を上回りました。していない人について、趣味やスポーツに参加するために必要なことは、「会場に通える手段があること」が 25.8%、次いで「周囲が障がいに対して理解すること」が 25.3%、「趣味やスポーツに参加するに当たり、必要な配慮を受けられること」が 24.2%となっています。また、自由意見では、「一般のスポーツ施設を利用することは難しい。」「運動できる場が少ない」という意見が多く挙がっています。

「余暇」を利用しスポーツ活動や文化活動などへ参加することは障がいのある人の「生活の質（QOL（クオリティ・オブ・ライフ）」）を高める上で必要不可欠です。また、障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいを持ち、豊かに暮らすため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、自発的な活動などの社会参加活動に積極的に参加することは、自己実現の機会となるとともに、様々な人とのふれあいや交流が広がることとなり、こうした活動を通じて、障がいのある人に対する理解も深まることとなるため、身近な地域での行事や活動等の参加機会の拡大などの取り組みが必要です。

取り組みの方向性

①余暇活動等に対する支援の充実

移動支援事業や、タクシー・バスの助成などの外出支援サービスを充実し、障がいのある人の社会参加の機会の増加・多様化を図ります。

また、地域活動支援センター等において、機能訓練、創作活動、レクリエーション活動、技術習得事業などの内容の充実を図ります。

②文化・スポーツ活動の充実

障がいのある人が参加しやすい講座やサークル活動等の実施を働きかけます。

また、市主催の各種イベントなども、障がいのある人が参加しやすい配慮・工夫をし、参加を促進します。

障がいのある人のスポーツの普及や場の確保など、障がいのある人のスポーツ活動を促進するとともに、千葉県が主催する「障害者スポーツ大会」への参加を呼びかけます。

③2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通して障がい者への理解を促進し、相互理解による共生社会実現に寄与します。

主な事業

事業名	地域生活支援事業（移動支援事業）	【再掲】
担当課	障がい福祉課	
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。	

事業名	社会参加等促進事業	
担当課	障がい福祉課	
内容	福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通 IC カード利用助成、自動車燃料費助成、リフト付き大型バスの貸し出し等を行います。 ※個別の事業内容は「6. 生活環境の整備 (2) 移動・交通手段の整備」の主な事業参照	

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、夜間や休日も含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センター I 型の事業を行います。	

事業名	ソーシャルサポートセンター	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供など地域活動支援センターⅡ型の事業を行います	

事業名	浦安市社会教育関係団体活動補助金（浦安市軽スポーツ協会）	
担当課	市民スポーツ課	
内容	ボッチャ（重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ）協会に補助金を交付し、ボッチャの普及・振興を促します。	

事業名	公民館活動	
担当課	公民館	
内容	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	

事業名	身体障がい者福祉センター	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。	

事業名	2020 東京オリンピック・パラリンピック推進事業
担当課	2020 東京オリンピック・パラリンピック推進室
内容	大会に向けた本市の指針となる基本方針を定め、取り組みを体系的にまとめた実行計画を策定し、各課で取り組みを実施していきます。

関連施策・計画

うらやす地域福祉活動計画（浦安市社会福祉協議会）

(2) 自主的活動の促進

現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策を推進していくためには、障がいのある人自身の意見を反映できるような仕組みを整えることが大切です。自立支援協議会では、障がい者団体の代表者や障がいのある当事者が委員として参加し、協議を行っています。

当事者団体のヒアリングでは、「会員の減少、高齢化が進んでいる」「新規加入の促進が難しい」などの意見が多くありました。一方で、アンケートでは、「当事者同士が気軽に集まれる居場所がほしい」「介護している家族が情報交換や息抜きができる場があるとよい」という意見も上がっています。

自主的な活動が活性化していくことは、障がいのある人自身にとっても、本市の障がい者施策にとっても、意義のあることです。

今後も、障がいのある人やその家族が意見を発信する機会を確保するとともに、団体等の加入の促進と自主的活動の支援に努める必要があります。

取り組みの方向性

①意見を発信する機会の確保

自立支援協議会をはじめとする会議等で、障がいのある人やその家族が意見を発信する機会を確保します。

②障がい者団体等の育成・支援

障がい者団体等の育成を図り、その自主的活動の側面的支援の充実を図ります。また、各団体の活動の周知等の支援を行います。

各障がい者団体、社会福祉法人や民間事業所等との懇談・意見交換の場を必要に応じて設け、連携の強化を図るとともに、その活動を支援します。

障がい者団体等とボランティア団体等との連携の強化を促し、団体活動への協力の促進を図ります。

主な事業

事業名	自立支援協議会・本人部会
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人同士で情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案します。

事業名	浦安市障がい福祉団体事業費補助金	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。	

事業名	事業の後援（障がい福祉団体等の後援）
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体等が講演会等の事業を行う際に周知広報の協力等、側面的支援を行います。

8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護施策の推進

現状と課題

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、権利擁護の取り組みが必要不可欠です。

市ではこれまで、自立支援協議会や高齢者・障がい者権利擁護協議会を中心に関係機関が連携して障がいのある人の権利擁護の推進に取り組んできました。

また、平成 28 年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められました。

アンケートでは、成年後見制度について、「聞いたことはあるがよく知らない」「まったく知らない」を合わせると 47.9%を占めています。これは前回の 38.3%を大きく上回っており、成年後見制度の周知と利用拡大に向けた新たな取り組みが必要です。

取り組みの方向性

①権利擁護の推進

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく「浦安市障がい者差別解消推進計画」により、市全体で計画的に障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進していきます。

自立支援協議会（権利擁護部会）や高齢者・障がい者権利擁護協議会をとおして関係機関同士の連携を強化します。

市民からの相談窓口として障がい者権利擁護センターを設置・運営します。

②成年後見制度の利用の促進

成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

主な事業

事業名	自立支援協議会・権利擁護部会（権利擁護のためのネットワーク作り）
担当課	障がい事業課
内容	権利擁護に関する支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	成年後見事業
担当課	障がい事業課
内容	成年後見制度の利用の促進等を自立支援協議会で協議します。 成年後見制度の周知と利用のサポート、法人後見等を行います。

事業名	成年後見制度利用支援
担当課	障がい福祉課
内容	助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に、費用の助成を行います。

事業名	障がい者福祉推進事業（知識の普及・啓発）	【再掲】
担当課	障がい事業課・障がい福祉課	
内容	<p>障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配布するとともに「（仮称）手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。</p> <p>小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します</p>	

事業名	消費生活啓発事業
担当課	消費生活センター
内容	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います。

事業名	成年後見センター事業
担当課	社会福祉課
内容	市民の身近な心配ことや悩みに対し、各関係機関と連携を図りながら、解決のための支援や成年後見制度による法的な方法など、広く相談に応じることを目的として成年後見センターを設置します。

事業名	市民後見推進事業
担当課	社会福祉課
内容	市民後見人としての業務を適正に行うために、必要な知識・技能・倫理が習得できるよう、研修カリキュラムを作成し、市民後見人の養成のためのフォローアップ研修を実施します。

事業名	障がい者権利擁護センター
担当課	障がい事業課
内容	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。

事業名	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会
担当課	障がい事業課・高齢者福祉課・猫実地域包括支援センター
内容	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。

(2) 虐待の早期発見・防止

現状と課題

市では、平成 28 年度に、障がい者の虐待及び差別の相談を一体的に受ける「障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者虐待の通報・届出の受け付け、事実確認や、解決に向けた調整支援等を行いました。

虐待の通報・届出件数は、年々増加傾向にあります。一方、アンケートでは、障がい者権利擁護センターの認知度は 15%にとどまっています。

今後も関係機関が一層の連携を図り、障がいのある人の人権が守られ、社会の中で自立して生活するための基盤づくりや、家族や支援者等の過度な負担、閉鎖的な状況などの改善に取り組み、虐待を発生させない環境づくりをするとともに、権利擁護センターの周知を促進します。

取り組みの方向性

①虐待防止ネットワークの強化

障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消に関する協議を高齢者虐待の防止についてと一体的に行うことで、関係機関での連携を図り、横断的・協力的なネットワークを構築します。

②障がい者権利擁護センター事業の充実

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がい者虐待と障がい者差別について一体的な解決を図る相談窓口として「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、迅速かつ適切な対応を行います。また、広く市民や事業者に障がい者権利擁護センターを周知・広報し、障がい者虐待防止や障がい者差別の解消に努めます。

主な事業

事業名	障がい者福祉推進事業（虐待防止講演会・研修会）
担当課	障がい事業課
内容	障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催します。

事業名	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会 【再掲】
担当課	障がい事業課・高齢者福祉課・猫実地域包括支援センター
内容	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。

事業名	障がい者権利擁護センター 【再掲】
担当課	障がい事業課
内容	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。

(3) 差別の解消と合理的配慮の推進

現状と課題

市では、平成28年4月1日に策定した「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「浦安市障がい者差別解消推進計画」を策定し、差別の解消と障がいに対する理解を促進する取り組みを一体的に行ってきました。

また、障がい者権利擁護センターでは、障がいを理由とする差別、配慮の問題等についての相談を受け、解決に向けた調整支援等を行いました。

アンケートでは、差別や嫌な思いをした経験について「よくある」(3.9%)、「時々ある」(16.6%)で20.5%となっており、平成25年度の調査結果の18.3%より微増となっています。一方、障害者差別解消法や障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の認知度は2～3割にとどまっており障がいのある人に対する法律や条例について情報提供の促進を必要とする結果になっています。

今後も市職員や民間事業者に対し、障がいの特性の理解と合理的配慮の推進を図っていきます。

取り組みの方向性

①差別解消のための体制整備

障がい者虐待と障がい者差別について一体的な解決を図る相談窓口として「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、迅速かつ適切な対応を行います。

②行政サービスにおける配慮の推進

国の基本指針や千葉県「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」をもとに、窓口等における配慮を充実します。

また、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく職員対応要領により、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した合理的配慮を推進します。

市職員の採用試験のいずれの試験区分においても、受験にあたり合理的配慮を行っていきます。

③合理的配慮の推進

行政や民間事業者等が連携を図り、障がいのある人が、自分に合った支援を受けられるよう、合理的配慮を推進していきます。また、視覚障がい者や聴覚障がい者をはじめとした障がいのある人に対する情報保障及びアクセシビリティの向上を促進します。市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関しての基本理念を定めた「(仮称)手話言語条例」を制定します。

「障害者差別解消法」及び「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」並びに「(仮称)手話言語条例」の啓発・広報に努めます。

主な事業

事業名	意思疎通支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいがある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、手話及び要約筆記等の方法により、コミュニケーション支援を行います。

事業名	U コミサポート事業	【再掲】
担当課	障がい福祉課	
内容	聴覚に障がいがある人が意思の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。	

事業名	障がい者福祉推進事業(知識の普及・啓発)	【再掲】
担当課	障がい事業課・障がい福祉課	
内容	障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配布するとともに「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	

事業名	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会	【再掲】
担当課	障がい事業課・高齢者福祉課・猫実地域包括支援センター	
内容	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	

事業名	声の広報	
担当課	広聴広報課	
内容	視覚に障がいのある人のため、広報うらやすの内容を吹き込んだデジタル図書やCDを作成しています。	

事業名	公式ホームページ	
担当課	広聴広報課	
内容	文字の大きさが変更できます。音声読み上げソフトへの対応に配慮しています。	

事業名	消費生活啓発事業	【再掲】
担当課	消費生活センター	
内容	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います。	

事業名	ハンディキャップサービス事業	
担当課	中央図書館	
内容	視覚に障がいのある人等のために、拡大写本、点訳図書、音声図書、テキストデータ資料などの資料を製作して提供します。また、対面朗読も行います。 外出が困難な方のために、図書館の本や雑誌などをご自宅までお届けする宅配サービスを行います。	

事業名	選挙費
担当課	選挙管理委員会
内容	投票所に仮設スロープを設置、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しています。身体に重度な障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。

事業名	障がい者権利擁護センター	【再掲】
担当課	障がい事業課	
内容	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。	

事業名	職員対応要領
担当課	障がい事業課
内容	職員対応要領に基づき、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した合理的配慮を推進します。

第2編 障がい福祉計画

1 計画の基本方向

国が示した基本指針に添って、次に掲げる点に配慮します。

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

また、障がいのある人等が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立し、社会に参加していくことを図ります。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体

障がいのある人等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村が実施主体となり、福祉サービスを実施します。

(3) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別にかかわらず、必要とするサービスが受けられるような福祉サービスを実施します。

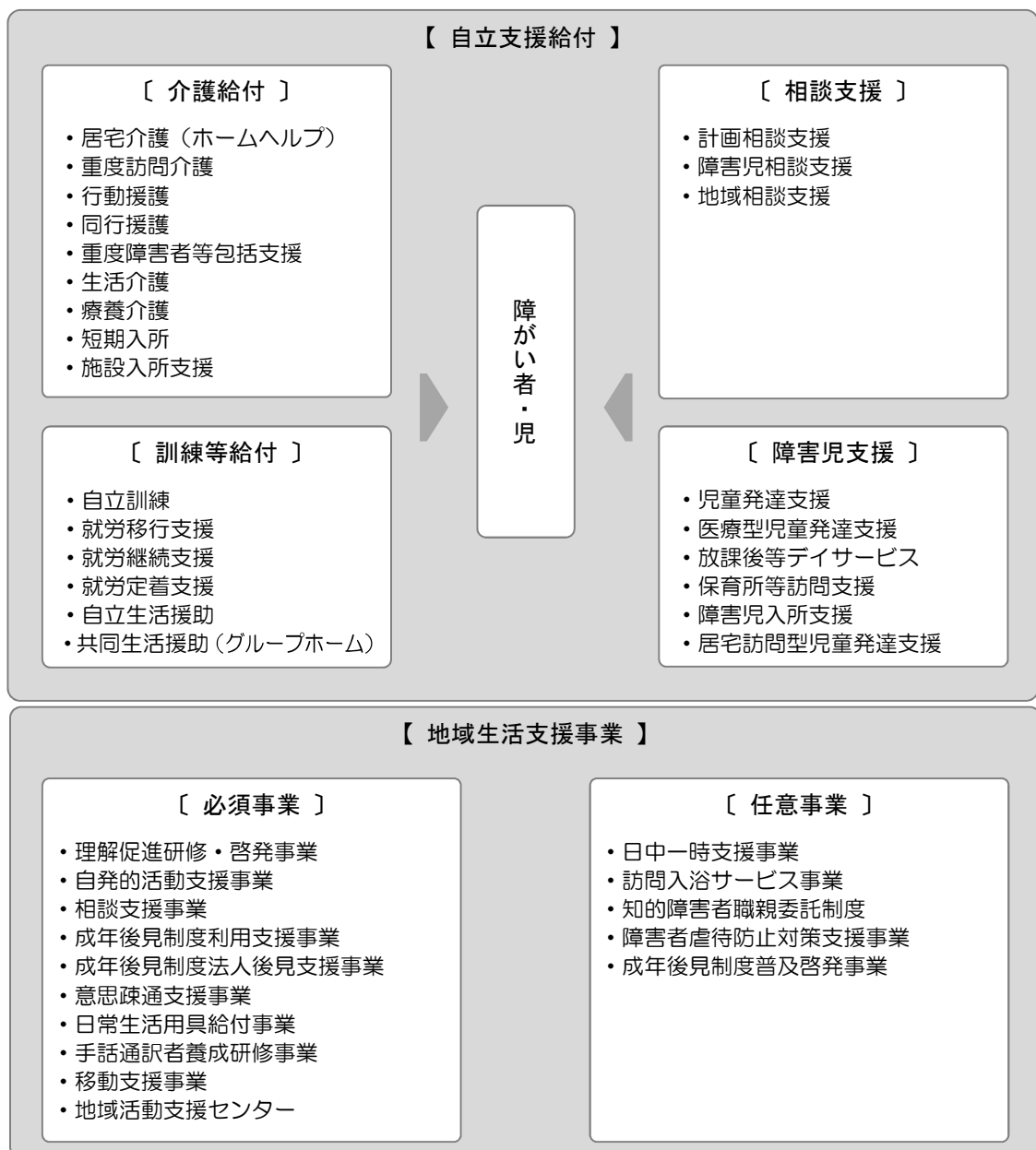
(4) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 サービスの内容と対象者

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月から施行されています。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「介護給付費等の支給に関する審査会」を設置し、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。



(1) 訪問系サービス

	サービス名	内容	主な利用対象者像
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	(障害支援区分1以上)
	重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。 ※平成30年度より、入院中の医療機関においても一部利用が認められます。	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする人(障害支援区分4以上)
	行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供します。	身体介護を伴わない場合であれば、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがある方が対象となります。身体介護を伴う場合には、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがあり、かつ移動障がいがある方で、障害支援区分が2以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定されている人が対象となります。
	重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供します。	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がいのある人・最重度の知的障がいのある人 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がいのある人

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者像	
介護給付	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
	療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上 ③平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた方または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた方であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方
	短期入所（ショートステイ）	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。※利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

サービス名	内容	主な利用対象者像
訓練等給付	自立訓練 (生活訓練)	<p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。※利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定</p>
	就労移行支援	<p>一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。※利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定</p>
	就労継続支援 (A型)	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>

- ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人

- 就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)
- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
 - ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
 - ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

	サービス名	内容	主な利用対象者像
訓練等給付	就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③①②に該当しない人で50歳に達している人</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人</p>
	就労定着支援【平成30年度新規事業】	一般就労している障がいのある人の就労に伴う生活面の課題の解決のため、事業所・家族との連絡調整や助言などの支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

(3) 居住系サービス

	サービス名	内容	主な利用対象者像
訓練等給付	自立生活援助 【平成30年度 新規事業】	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人など
	共同生活援助 (グループ ホーム)	地域のアパート、マンション、一戸建て等で、複数で共同生活する居住の場で、「世話人等」の支援を受けながら、日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営むために援助が必要な人
介護給付	施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ※自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

(4) 相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整やサービス等利用計画を作成します。	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画の作成を行います。	障害児通所支援を利用するすべての障がい児
地域相談支援 (地域移行支援)	訪問指導や住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談、また、地域移行のための障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等
地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等で当該施設・病院を退所・退院した人

(5) 障がい児支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小中高校生で、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所などを現在利用中または利用を予定している児童で当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童 ※平成30年度より、乳児院・児童養護施設に入所している児童も認められます。
障害児入所支援	日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の獲得の支援を行います。	身体・知的・精神に障がいのある児童または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である児童
居宅訪問型児童発達支援 【平成30年度新規事業】	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与の支援を行います。	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、障害者総合支援法で市町村の「必須事業」と定められた事業と、市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるため、イベントや講演会等の啓発事業や広報事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施します。また、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を要する業務も担っています。
成年後見制度利用支援事業	後見人により財産管理や契約行為の援助を行うことで、判断力の不十分な人を保護するための成年後見制度を利用する際に、親族がいない等の理由がある場合には、市長による申し立てを実施するとともに、低所得の方に対して、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や法人後見の適正な活動のための支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するための研修を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

サービス名		内容
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を図ります。
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

(7) 地域生活支援促進事業

平成 29 年度より、国が促進すべき事業を掲げ、地域生活支援促進事業として、発達障がい者支援、障がい者虐待防止対策、障がい者就労支援、障がい者の芸術文化活動の促進等の事業を実施します。

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人への虐待を防止するための連携体制の整備や啓発活動を行います。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のため、普及啓発事業を行います。

1 地域生活への移行目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、平成 28 年度末の施設入所者の 9%以上を地域生活に移行することを目指すとともに、28 年度末時点での施設入所者数を差し引き 2%以上削減することを目標としています。

項目	人数	備考
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	54	
平成 32 年度末の施設入所者数 (B)	53	
入所者数の削減目標人数 (C)	1	(A) - (B) の人数。既存の入所者の減と、新規入所者分の増の差し引き (国の目標は 2%以上)
入所から地域生活へ移行する目標人数 (D)	5	平成 28 年度末の施設入所者数 (A) のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数 (国の目標は 9%以上)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標としています。

(3) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目標としています。

【目標達成のための取り組み】

市では、相談支援体制の強化を図るとともに、通所施設の整備や、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の運営支援など、地域生活の受け皿づくりに取り組んできました。

目標達成に向けて、地域生活への移行を一層推進するためには、グループホーム等の居住サービスの整備を推進する必要があります。市内にグループホームを整備するための本市独自の補助事業を引き続き継続するとともに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点」を平成32年度までに整備します。

また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していきます。

2 就労の目標

(1) 福祉的就労から一般就労への移行者数の目標

国の基本指針では、平成 32 年度中に一般就労に移行する人数を、平成 28 年度の一般就労への実績の 1.5 倍以上にすることを目標としています。

項目	人数	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数	22	
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	33	国の目標は平成 28 年度の 1.5 倍以上

(2) 就労移行支援事業の利用者に係る目標

国の基本指針では、平成 32 年度中に就労移行支援事業を利用する人数を、平成 28 年度の実績の 2 割以上増加させることを目標としています。

①利用者数

項目	人数	備考
平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者	51	
【目標値】平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者	61	国の目標は平成 28 年度末より 2 割以上増加

②事業所ごとの就労移行率

国の基本指針では、就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目標としています。

項目	割合	備考
【目標値】平成 32 年度末の就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所の割合	50%	国の目標は 5 割以上

③就労定着支援事業による一年度の職場定着率

国の基本指針では、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標としています。

項目	人数	備考
【目標値】各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合	80%	国の目標は80%以上

【目標達成のための取り組み】

浦安市ワークステーションでは、就労支援センターを中心に、就労相談、就労訓練、特例子会社が連携を図り、障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行っています。

また、関係機関と連携を図り、就労移行支援事業所の整備及び利用者の増加に努め、目標達成に向けて就労支援事業の充実を図っています。

今後も、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く一般就労につながるよう、障がいのある人の就労等の選択の幅を拡大しつつ、支援を行います。

3 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本としています。

29 年度(実績)	30 年度(目標)	31 年度(目標)	32 年度(目標)	備考
1	1	1	1	

(2) 保育所等訪問支援

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

29 年度(実績)	30 年度(目標)	31 年度(目標)	32 年度(目標)	備考
2	2	2	2	

(3) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本としています。

29 年度(実績)	30 年度(目標)	31 年度(目標)	32 年度(目標)	備考
2	2	2	2	

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

国の基本指針では、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

29 年度(実績)	30 年度(目標)	備考
未設置	設置(市町村単独)	

1 訪問系サービスの取り組み

現状と課題

訪問系サービスについては、利用動向をふまえながら、今後の地域生活の移行者数を見極めた目標設定を行い、必要なサービス提供基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

平成 23 年度から、視覚に障がいがあり、移動に困難を有する人を対象に同行援護事業を実施しておりますが、移動支援を利用している人が多く、実績が見込みを下回っています。

行動援護については、現在、市内にサービスを提供できる事業者が一事業者のみであり、重度訪問介護については、利用者が希望する時間帯のヘルパーの確保が難しい状況です。

また、早朝や夜間・休日等の時間帯や医療的ケアを行えるヘルパーが不足していることから、人材の確保や質の向上を図るため、ヘルパーが医療的ケアを行うための研修を受講した際の経費の補助や、事業者が従業員に対し住宅手当を支払った際の経費の補助を行いました。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間	見込	5,047	6,561	8,529
		実績	3,818	4,358	4,755
		計画比	75.6%	66.4%	55.8%
	実利用人数	見込	267	347	451
		実績	151	156	159
		計画比	56.5%	44.9%	35.3%
重度訪問介護	時間	見込	2,004	2,672	3,340
		実績	747	1,510	1,685
		計画比	37.2%	56.5%	50.4%
	実利用人数	見込	6	8	10
		実績	2	5	7
		計画比	33.3%	62.5%	70.0%
行動援護	時間	見込	1,279	1,334	1,389
		実績	345	480	492
		計画比	26.9%	35.9%	35.4%
	実利用人数	見込	23	24	25
		実績	9	10	9
		計画比	39.1%	41.6%	36.0%
同行援護	時間	見込	365	457	546
		実績	211	239	386
		計画比	57.8%	52.2%	70.7%
	実利用人数	見込	40	50	60
		実績	15	16	26
		計画比	37.5%	32.0%	43.3%

※平成29年度の実績は、実績・見込数

今後の取り組み

訪問系サービスについては、法改正や地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となってきます。特に、重度訪問介護、行動援護の事業所については、見込み量に対し事業所やサービスを提供するヘルパーが不足することが見込まれます。

同行援護については、引き続き制度の周知広報に努めます。また、重度訪問介護、行動援護については、市内の訪問系サービス事業所の参入を促進するとともに、新しい事業者の参入についても推進に取り組みます。

また、事業者に対する補助事業を継続し、ヘルパーの育成や、支援員の人材確保と離職防止を促進します。

また、高齢者を含めた訪問系サービスを実施している事業者等との連携を検討し、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めるとともに、障がいの種別に関わらず、すべての障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう取り組みます。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間	5,224	5,692	6,161
	実利用人数	163	167	171
重度訪問介護	時間	2,154	2,623	3,092
	実利用人数	10	12	15
行動援護	時間	550	550	550
	実利用人数	10	10	10
同行援護	時間	474	561	649
	実利用人数	32	37	43

2 / 日中活動系サービスの取り組み

現状と課題

新たに事業所を設置して生活介護事業を行う事業者や、重度な障がいのある人を受け入れて支援を行った事業所に補助金を交付するなど、側面的支援を行い、特別支援学校の卒業生を中心とした重度な障がいのある人の民間事業者による通所施設の整備を進めてきました。

今後も、関係機関等との連携のもとに、地域生活のための総合的な支援体制を確立していくことが重要であると考えます。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
生活介護	人日	見込	3,300	3,520	3,740
		実績	3,011	3,268	3,500
		計画比	91.2%	92.8%	93.6%
	実利用人数	見込	144	160	170
		実績	150	163	165
		計画比	104.1%	101.8%	97.1%
自立訓練 (機能訓練)	人日	見込	213	253	293
		実績	30	36	15
		計画比	14.1%	14.2%	5.1%
	実利用人数	見込	21	25	29
		実績	3	3	1
		計画比	14.2%	12.0%	3.4%
自立訓練 (生活訓練)	人日	見込	168	189	210
		実績	197	165	172
		計画比	117.2%	87.3%	81.9%
	実利用人数	見込	16	18	20
		実績	13	11	11
		計画比	81.2%	61.1%	55.0%

区分	単位		27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人日	見込	912	1,064	1,216
		実績	701	784	792
		計画比	76.8%	73.6%	65.1%
	実利用人数	見込	60	70	80
		実績	42	51	51
		計画比	70.0%	72.8%	63.8%
就労継続支援 (A型)	人日	見込	520	600	700
		実績	736	940	1,100
		計画比	141.5%	156.6%	157.1%
	実利用人数	見込	26	30	35
		実績	37	52	55
		計画比	142.3%	173.3%	157.1%
就労継続支援 (B型)	人日	見込	2,367	2,704	3,042
		実績	2,211	2,242	2,414
		計画比	93.4%	82.9%	79.4%
	実利用人数	見込	140	160	180
		実績	132	127	135
		計画比	94.2%	79.3%	75.0%
療養介護	人数	見込	5	5	5
		実績	5	5	5
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所	人日	見込	235	270	306
		実績	309	506	701
		計画比	131.4%	187.4%	229.1%
	実利用人数	見込	32	37	42
		実績	33	56	82
		計画比	103.1%	151.3%	195.2%

※平成29年度の実績は、実績・見込数

今後の取り組み

主な課題である重度な障がいのある人の通所施設の整備については、今後も民間事業者への補助等による側面的支援を継続するとともに、地域生活支援拠点と併せて、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年度までに東野地区に整備します。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	3,745	3,989	4,234
	実利用人数	173	180	188
自立訓練 (機能訓練)	人日	32	32	32
	実利用人数	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日	11	11	11
	実利用人数	176	176	176
就労移行支援	人日	838	883	929
	実利用人数	56	60	65
就労継続支援 (A型)	人日	1,282	1,464	1,646
	実利用人数	64	73	82
就労継続支援 (B型)	人日	2,516	2,617	2,719
	実利用人数	137	138	140
就労定着支援	実利用人数	9	10	10
療養介護	実利用人数	5	5	5
短期入所	人日	897	1,093	1,289
	実利用人数	107	131	156

3 居住系サービスの取り組み

現状と課題

住み慣れた地域である市内に居住系サービス事業所を整備することを目的に、市独自の補助金制度を創設するとともに、旧第3教職員住宅をグループホームとして転用するなど、グループホームの整備推進を図ってきました。

引き続き、グループホームの利用見込みの数量を達成するため、地域生活の基盤となるグループホームを整備推進する必要があると考えます。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	見込	80	90	100
		実績	56	66	70
		計画比	70.0%	73.3%	70.0%
施設入所支援	人	見込	55	54	53
		実績	54	54	54
		計画比	98.1%	100.0%	101.9%

※平成29年度の実績は、実績・見込数

今後の取り組み

市独自の補助金制度を継続し、新規施設の開設と既存施設の受け入れ体制の整備・拡充に努めます。

また、平成32年度までに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持つ、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備していきます。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	78	86	112
施設入所支援	人	54	54	53

4 相談支援の取り組み

現状と課題

身近な地域の中で気軽に安心して相談が受けられるよう、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所及びサービス等利用計画についての周知を図りました。

また、引き続き市独自の補助金を交付し側面的支援をすることで、サービス等利用計画の促進に努めました。

利用実績

(年間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
計画相談支援	実人数	見込	650	710	750
		実績	631	672	703
		計画比	97.1%	94.6%	93.7%
地域移行支援	実人数	見込	5	6	7
		実績	1	1	1
		計画比	20.0%	16.6%	14.3%
地域定着支援	実人数	見込	2	2	2
		実績	0	0	1
		計画比	0.0%	0.0%	50.0%

※平成29年度の実績は、実績・見込数

今後の取り組み

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画の推進に努めます。

また、障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などを行い、福祉サービスが必要な方にはサービス利用に繋げる基本相談支援も強化します。

そのために、民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続するとともに、指定事業へ参入を勧奨します。

また、サービス等利用計画の質の向上を目指して、自立支援協議会等で相談員の質の向上に努めます。

見込み量

(年間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実人数	739	775	811
地域移行支援	実人数	4	4	4
地域定着支援	実人数	4	4	4

5 障がい児支援の取り組み

現状と課題

児童発達支援は、早期療育の観点から、手帳を持っていない未就学児も健康増進課やこども発達センターの意見書により利用の対象としています。そのため、見込みを大きく上回るとともに、年度毎に利用実績が伸びています。

また、放課後等デイサービスは、利用実績が継続的に増加傾向にあり、見込みを大幅に上回っています。

児童発達支援センターの機能を持つ「こども発達センター」が、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能の強化・拡充を図りました。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日	見込	1,079	1,190	1,307
		実績	1,012	1,098	943
		計画比	93.7%	92.2%	72.1%
	実人数	見込	166	183	201
		実績	131	133	134
		計画比	78.9%	72.6%	66.7%
医療型児童発達支援	人日	見込	4	4	4
		実績	1	1	3
		計画比	25.0%	25.0%	75.0%
	実人数	見込	2	2	2
		実績	1	1	2
		計画比	50.0%	50.0%	100.0%
放課後等デイサービス	人日	見込	1,061	1,170	1,285
		実績	1,663	1,835	2,357
		計画比	156.7%	156.8%	183.4%
	実人数	見込	156	172	189
		実績	170	173	207
		計画比	108.9%	100.5%	109.5%

(月間・障がい児相談支援は年間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
保育所等訪問支援	人日	見込	8	8	8
		実績	4	4	5
		計画比	50.0%	50.0%	62.5%
	実人数	見込	8	8	8
		実績	3	3	5
		計画比	37.5%	37.5%	62.5%
障がい児相談支援	実人数	見込	330	360	390
		実績	353	401	420
		計画比	107.0%	111.4%	107.7%

※平成29年度の実績は、実績・見込数

今後の取り組み

「浦安市子ども・子育て支援総合計画」と連携を図りながら、児童発達支援センターとしての機能を持ったこども発達センターを中心に、早期療育と障がい児支援体制の充実を図ります。また、放課後等デイサービスについては、利用者が増加傾向にあることから、今後も事業所の確保と質の向上に努めます。

見込み量

(月間・障がい児相談支援は年間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	1,088	1,096	1,112
	実人数	136	137	139
医療型児童発達支援	人日	4	4	4
	実人数	2	2	2
放課後等 デイサービス	人日	2,712	2,928	3,156
	実人数	226	244	263
保育所等訪問支援	人日	5	5	5
	実人数	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	実人数	0	0	0
障害児相談支援	実人数	454	487	521

6 地域生活支援事業（必須事業）の取り組み

現状と課題

平成 25 年度より「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援事業者の人材育成支援や連携強化の取組み、後方支援などを行いました。また、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす自立支援協議会において、機能等を協議しました。

地域活動支援センターにおいては、創作的活動、生産活動の機会の提供をするとともに、交流の場を提供し、障がいのある人の地域生活の支援を促進しました。

利用実績

区分		単位		27 年度	28 年度	29 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	見込	2	2	2
			実績	2	2	2
			計画比	100.0%	100.0%	100.0%
	基幹相談支援センター	設置の有無		設置	設置	設置
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無		実施	実施	実施
住居入居等支援事業	実施の有無		実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	実人数	見込	5	7	9	
		実績	3	7	8	
		計画比	60.0%	100.0%	110.0%	
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無		実施	実施	実施

区分		単位		27年度	28年度	29年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数／月	見込	30	30	30
			実績	26	32	33
			計画比	86.6%	106.6%	110.0%
	手話通訳者設置事業	実設置人数／日	見込	1	1	1
			実績	1	1	1
			計画比	100.0%	100.0%	100.0%
	入院時コミュニケーション支援事業	実人数	見込	2	2	2
			実績	1	0	2
			計画比	50.0%	0.0%	100.0%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数／年	見込	25	25	25
			実績	21	9	10
			計画比	84.0%	36.0%	40.0%
	自立生活支援用具	件数／年	見込	35	35	35
			実績	35	30	41
			計画比	100.0%	85.7%	117.1%
	在宅療養等支援用具	件数／年	見込	20	20	20
			実績	16	23	19
			計画比	80.0%	115.0%	95.0%
	情報・意思疎通支援用具	件数／年	見込	25	25	25
			実績	29	29	32
			計画比	116.0%	116.0%	128.0%
	排泄管理支援用具	件数／年	見込	1,850	1,900	1,950
			実績	1,709	1,567	1,703
			計画比	92.3%	82.4%	87.3%
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数／年	見込	10	10	10
			実績	2	7	8
			計画比	20.0%	70.0%	80.0%
手話奉仕員養成研修事業	登録実人数	見込	9	10	11	
		実績	8	9	8	
		計画比	88.9%	90.0%	72.7%	
移動支援事業	実人数／月	見込	400	490	598	
		実績	376	409	438	
		計画比	94.0%	83.4%	73.2%	
	年間利用時間	見込	44,000	53,900	65,780	
		実績	42,517	44,491	46,557	
		計画比	96.6%	82.5%	70.8%	

区分		単位		27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター事業	浦安市の地域活動支援センター利用者	箇所	見込	3	3	3
			実績	3	3	3
			計画比	100.0%	100.0%	100.0%
		実人数 /日	見込	45	45	45
			実績	48	46	49
			計画比	106.6%	102.2%	108.8%
	浦安市外の地域活動支援センター利用者	箇所	見込	3	3	3
			実績	3	2	3
			計画比	100.0%	66.6%	100.0%
		実人数 /日	見込	3	3	3
			実績	3	3	3
			計画比	100.0%	100.0%	100.0%

※平成29年度の実績は、実績・見込数

今後の取り組み

障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行っていきます。

障がいのある人等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、啓発・広報・意思疎通支援事業にも力を入れていきます。

また、自立支援協議会で引き続き「基幹相談支援センター」の機能の検証を行い、相談支援体制の充実と地域の連携に努めます。

見込み量

区分		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
	住居入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		実人数	11	13	16
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数/月	37	40	44
	手話通訳者設置事業	実設置人数/日	1	1	1

区分		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数/年	10	10	10
	自立生活支援用具	件数/年	44	47	50
	在宅療養等支援用具	件数/年	21	22	24
	情報・意思疎通支援用具	件数/年	34	35	37
	排泄管理支援用具	件数/年	1,706	1,709	1,712
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数/年	8	8	8
手話通訳者養成研修事業		実施の有無	実施	実施	実施
移動支援事業		実人数	469	500	531
		年間利用時間	48,577	50,597	52,617
地域活動支援センター事業	浦安市の地域活動支援センター利用者	箇所	3	3	3
		実人数/日	48	48	48
	浦安市外の地域活動支援センター利用者	箇所	3	3	3
		実人数/日	3	3	3

7 地域生活支援事業（任意事業）の取り組み

現状と課題

日中一時支援事業については、身近な地域でサービスを利用することができるよう、市内事業所の整備を推進してきました。小中高校生の利用については、放課後等デイサービス事業に移行していますが、その他の障がいのある人等については継続して当事業を利用しており、見込みを上回る利用実績となっています。

利用実績

区分	単位		27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	年間利用時間	見込	74,435	85,068	93,574
		実績	95,017	110,935	122,090
		計画比	127.6%	130.4%	130.5%
	実利用者数	見込	350	400	440
		実績	317	346	365
		計画比	90.5%	86.5%	83.0%
訪問入浴サービス事業	年間利用回数	見込	700	700	700
		実績	660	645	656
		計画比	94.3%	92.1%	93.7%
	実利用者数	見込	9	9	9
		実績	9	10	8
		計画比	100.0%	111.1%	88.9%
知的障害者職親委託制度	実利用者数	見込	2	2	2
		実績	2	2	1
		計画比	100.0%	100.0%	50.0%
パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	養成講習修了・登録実人数	見込	0	8	0
		実績	0	4	0
		計画比	—	50.0%	—
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	見込	5	5	5
		実績	5	9	5
		計画比	100.0%	180.0%	100.0%
緊急通報電話貸与事業	実利用者数	見込	25	25	25
		実績	22	19	17
		計画比	88.0%	76.0%	68.0%
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無		実施	実施	実施

※平成29年度の実績は、実績・見込数

今後の取り組み

障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業内容を検証しながら、引き続き市町村任意事業を実施します。

見込み量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	年間利用時間	135,627	149,163	162,700
	実利用者数	389	413	437
訪問入浴サービス事業	年間利用回数	660	660	660
	実利用者数	9	9	9
知的障害者職親委託制度	実利用者数	1	1	1

8 地域生活支援促進事業の取り組み

現状と課題

平成 29 年度より、地域生活支援事業に含まれる事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、質の高い事業の実施を図ることとなり、地域生活支援事業から移行しました。

今後の取り組み

市では、以下の2事業について、引き続き取り組み、効果的・効率的に事業を実施していきます。

実施見込み

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

議題 1 資料

素案の主な修正事項

第4回会議のご意見等により、素案を修正・追加した内容は、次のとおりです。

	項目	主なご意見	ページ	修正案
1	計画の基本的事項 2.法律・制度の動向 (4) 障害者虐待防止法の施行	「親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること」とあるが、この内容をここに書くのが適当か検討をが必要。「親」という表現を、「養護者」とした方が正しい。	3	前期計画と同様の内容に修正しました。
2	第1編 障がい者計画 2.福祉・生活支援の充実 (2) 在宅福祉サービスの充実	「地域生活支援拠点の整備」というものは、具体的に何をやるものなのか。実際に利用者の方等にはわかりにくいと感じる。	34	地域生活支援拠点の注釈を追加しました。
3	第1編 障がい者計画 4.子どもへの支援の充実 (1) 就学前療育・教育の充実	現状と課題で、前計画の「また、保育所や幼稚園、認定こども園には必要に応じて補助教諭等を配置し、障がいのある子どもを受け入れています」という文章が削除されている。大事な文章なので入れてほしい。	50	以下の文章を追加しました。 「保育所や幼稚園、認定こども園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもを受け入れています。」
4	第1編 障がい者計画 4.子どもへの支援の充実 (1) 就学前療育・教育の充実	取り組みの方向性「②連携体制の強化」に、「医療的ケア児の適切な支援のための協議の場の設置」を明記してはどうか。	51	以下の文章を追加しました。 「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るための協議の場を設置します。」
5	第1編 障がい者計画 2.子どもへの支援の充実 (2) 就学後療育・教育の充実	青少年サポート事業の地域支援について、「②教職員の資質・力量の向上」に移動したということは、「学校には立ち入らずに、先生に対してセミナー等をするだけ」というように読み取れる。青少年サポート事業の利用法について、もっと示してほしい。現状と課題のところ、名称だけでも挙がるとよい。	54 55	現状と課題に、以下を追加しました。 「青少年サポート事業では、発達が気になる児童や生徒が、個々の特性に配慮された環境の中で教育を受けられるよう、学校に対する支援を行ってきました。」 取り組みの方向性「②教職員の資質・力量の向上」で、青少年サポート事業の内容を改行し、学校の取り組みと区別しました。
6	第1編 障がい者計画 4.子どもへの支援の充実 (3) 就学・進学相談の充実	現状と課題で、前回の「25年9月に学校教育法施行令」その続きで「本人とその保護者の意見を尊重し」の記述は削除されている。大事な文章なので入れてほしい。	59	現状と課題に、以下の文章を追加しました。 「平成25年9月の学校教育法施行令の施行により、従来の就学先決定の仕組みから、本人と保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先を決定する仕組みに改められました。」
7	第1編 障がい者計画 8.差別の解消、権利擁護の推進 及び虐待の防止 (3) 差別の解消と合理的配慮の推進	「視覚障がい者、その他の障がい者に対する情報保障」について、情報保障だけではなく、「情報アクセスへの支援」も入れてもらいたい。	91	取組の方向性「③合理的配慮の推進」に、以下の内容を追加しました。 「視覚障がい者や聴覚障がい者をはじめとした障がいのある人に対する情報保障及びアクセシビリティの向上を促進します。」

浦安市 障がい者福祉計画

平成30年度～32年度

概要版(案)

浦安市では、障がいのある人を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」ととらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるように市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める「浦安市障がい者福祉計画」を策定しています。

「浦安市障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当する「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する「障がい福祉計画」を一体的に策定しています。

また、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律に基づく「障がい児福祉計画」についても一体的に策定しています。



編集・発行 浦安市障がい事業課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実1-1-1

TEL: 047-351-1111 FAX: 047-355-1294

メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

障がい者福祉計画の詳細な内容は、浦安市のホームページでごらんいただけます。

<http://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/keikaku/keikaku/kenkofukushi/1002426.html>

障がい者計画

浦安市の障がい者施策の基本となるもので、市が取り組むべきことと、その考え方を示しています。平成30年度から32年度は、つぎの6つを重点的な取り組みとします。

1. 理解と交流の促進

障がいと障がいのある人への市民の理解を深める取り組みを行うとともに、より効果的な啓発活動の方法を検討し、積極的に展開していきます。

2. 福祉・生活支援の充実

障がいのある人が、自身の望むライフスタイルに応じて自己決定を行い、また、自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しては、意思決定の支援に配慮しつつ、日常生活などに関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、サービス等利用計画の充実を推進し、一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供に努めます。

3. ライフステージを通じた支援の推進

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、サポートファイル（障がいの特性や特徴、支援内容を記録して、支援者が情報を共有するためのファイル）を活用して、乳幼児期から各ライフステージに対応した支援を推進します。



4. 就労の促進

障がいのある人が希望と適性に応じて就労すること、社会的・経済的に自立できることをめざし、障がいのある人が働く環境の整備や就労支援体制の充実を推進します。



5. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

災害時要援護者の安否確認や避難支援が迅速におこなえるよう、福祉避難所と支援体制を整備するとともに、広く民間の事業所にも協力を求め、ともに災害時の支援にあたります。また、支援する人、支援を受ける人双方の防災意識の向上に取り組みます。

6. 差別の解消と合理的配慮の推進

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合い、ともに生きる社会の構築のため、障がいのあるなしにかかわらず、お互いに理解が深まるように、差別の解消と合理的配慮を推進し、障がいのある人が社会に参加する機会の拡充を図ります。



施策の体系 障がい者計画では、施策をその方向性により8つに分類しています。

1. 理解と交流の促進

- (1)啓発の推進(広報紙等による理解の促進、理解と協力の呼びかけ、啓発活動の推進、職員の研修機会の充実)
- (2)担い手となる市民との協働による支援活動の促進(市民による支援活動の支援、地域ぐるみの福祉ネットワークの整備、ボランティア活動の推進)
- (3)交流機会の拡充(地域との交流の推進、学校での交流及び共同学習の推進)

2. 福祉・生活支援の充実

- (1)相談支援の充実(相談支援体制の充実、本人の意思の尊重、専門的な相談体制の充実と連携の促進、サービス等利用計画作成の質の向上)
- (2)在宅福祉サービスの充実(支援の人材の確保、利用者の負担軽減、福祉サービス情報の周知と利用の促進、生活安定のための制度の充実、在宅生活を支えるサービスの充実)
- (3)日中活動の場の充実(既存の日中活動の場の充実、日中活動の場の整備)
- (4)住まいの場の充実(グループホームの機能を有する地域生活支援拠点の整備、グループホームの拡充、住宅関係支援の充実、入所施設の支援)

3. 保健・医療の充実

- (1)障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見(障がいの原因となる疾病等の予防の促進、障がいの原因となる疾病等の早期発見体制の充実、障がいの早期対応の促進)
- (2)保健・医療・リハビリテーションの充実(在宅サービスの充実、保健・医療・福祉の連携体制の構築、受診機会の拡充、医療費の助成、医療的ケア実施機関の拡充、リハビリテーションの拡充)

4. 子どもへの支援の充実

- (1)就学前療育・教育の充実(療育支援体制の充実、連携体制の強化、保育園 幼稚園における支援体制の整備)
- (2)就学後療育・教育の充実(特別支援教育の充実、教職員の資質・力量の向上、多様な学びの場の充実、教材教具の充実、学校設備・備品の整備、特別支援学校の通学支援、インクルーシブ教育システム構築と特別支援教育の推進、放課後や長期休業中の支援の充実)
- (3)就学・進学相談の充実(就学相談体制の充実、進路選択の充実)
- (4)ライフステージを通じた支援の推進(支援体制の充実、サポートファイルの活用の推進)

5. 雇用・就労支援の推進

- (1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実(市及び関連機関での雇用の促進、民間事業者での雇用の促進、就労支援体制の充実と関係機関の連携)
- (2)福祉的就労の促進(福祉的就労の場の充実、就労施設等の受注・販売の拡大)

6. 生活環境の整備

- (1)歩行空間・建築物の整備(道路環境・交通安全施設の整備、公共施設等の整備、法令等の順守及び指導)
- (2)移動・交通手段の整備(移動手段及びサービスの充実、交通機関の福祉的対応の促進)
- (3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進(災害時要援護者への支援、自主防災組織への協力、福祉避難所の機能の強化および人材の確保、福祉用具の備蓄、防災意識の向上の推進、緊急通報装置等の充実)

7. 自立と社会参加の促進

- (1)余暇活動の促進(余暇活動等に対する支援の充実、文化・スポーツ活動の充実、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組)
- (2)自主的活動の促進(意見を発信する機会の確保、障がい者団体等の育成・支援)

8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1)権利擁護施策の推進(権利擁護の推進、成年後見制度の利用の促進)
- (2)虐待の早期発見・防止(虐待防止ネットワークの強化、障がい者権利擁護センター事業の充実)
- (3)差別の解消と合理的配慮の推進(差別解消のための体制整備、行政サービスにおける配慮の推進、合理的配慮の推進)

障がい福祉計画

障がい福祉計画は、目標値やサービスの見込み量を示しています。

地域生活への移行目標

地域生活への移行を一層推進するためには、グループホーム等の居住サービスの整備を推進する必要があります。市内にグループホームを整備するための本市独自の補助事業を引き続き継続するとともに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点」を平成32年度までに整備します。

また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していきます。

就労の目標

浦安市ワークステーションでは、就労支援センターを中心に、就労相談、就労訓練、特例子会社が連携を図り、障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行っています。

また、関係機関と連携を図り、就労移行支援事業所の整備及び利用者の増加に努め、目標達成に向けて就労支援事業の充実を図っています。

今後も、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く一般就労につながるよう、障がいのある人の就労等の選択の幅を拡大しつつ、支援を行います。

障がい児支援の提供体制の整備等

「浦安市子ども・子育て支援総合計画」と連携を図りながら、児童発達支援センターとしての機能を持ったこども発達センターを中心に、早期療育と障がい児支援体制の充実を図ります。また、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

福祉サービスの必要量の見込み

サービスの種類ごとに必要な量を実績等に応じて見込んでいます。

- 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）
- 日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 など）
- 居住系サービス（グループホーム・施設入所支援）
- 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）
- 障がい児支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援）
- 地域生活支援事業（理解促進研修 啓発事業・自発的活動支援事業・相談支援事業・成年後見制度利用支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・手話奉仕員養成研修事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業など）

議題 2 資料

「障がい者福祉計画」策定スケジュール

日時	内容	詳細
11月16日	第4回障がい者福祉計画策定委員会	素案検討
11月21日	相談支援部会	意見収集
1月4日 ～25日	パブリックコメント	広報うらやす1/1号に掲載 市ホームページに素案を掲載 障がい事業課、情報公開コーナー等に素案を設置
1月11日	第5回障がい者福祉計画策定委員会	素案検討
1月15日 1月24日 1月29日 2月15日 2月19日	本人部会 こども部会 相談支援部会 地域生活支援部会 権利擁護部会	意見収集
2月15日 または 3月1日	パブリックコメント実施結果公表	いただいたご意見と、それに対する市の考え方を、広報うらやすと市ホームページにおいて公表
3月1日	第6回障がい者福祉計画策定委員会	パブリックコメント実施結果報告 次期「浦安市障がい者福祉計画」策定
3月末日	「浦安市障がい者福祉計画(平成30年度～平成32年度)」発行	「障がい者福祉計画」冊子完成

※「第6回障がい者福祉計画策定委員会」の日程が変更になりました。